

議 事 日 程 (第 4 号)

令和4年3月8日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算

日程第 3 議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

日程第 5 議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

日程第 6 議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算

日程第 7 議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件

日程第 9 議第19号 遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について

日程第10 議第20号 遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第11 議第21号 遊佐町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について

日程第12 議第22号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定について

日程第13 議第23号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について

日程第14 議第24号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定について

日程第15 議第25号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第26号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第27号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第28号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第19 議第30号 町道道の駅南線道路用地の取得について

日程第20 議第31号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第21 議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第22 議第33号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第23 議第39号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更について

日程第24 議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

日程第25 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総 務 課 長	中	川	三	彦	君	企 画 課 長	佐	藤	光	弥	君	
産 業 課 長 兼	渡	会	和	裕	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君	
農 委 事 務 局 長	池	田		久	君	町 民 課 長	後	藤	夕	貴	君	
健 康 福 祉 課 長	館	内	ひ	ろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
会 計 管 理 者	菅	原	三	恵	子	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君
教 育 委 員 会												
教 育 課 長												
選 挙 管 理 委 員 会	石	垣	ヒ	ロ	子	君	代 表 監 査 委 員	本	間	康	弘	君
委 員 長												

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主査 菅原 悠

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日3月7日に引き続き一般質問を行います。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） おはようございます。日本共産党の佐藤光保です。早速質問に入ります。

平成25年度に策定された遊佐町エネルギー基本計画の進捗状況をお伺いします。この計画は、環境自治体を標榜し、エネルギーの地産地消によるまちづくりを目指し、目標年次が令和5年とされております。施策の内容は、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進を柱として、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、バイオマス、熱利用、地中熱利用など網羅されております。町民、事業者、町参加による計画です。展開方向としては、エネルギーの地産地消による災害に強い遊佐町の構築ということもうたわれております。なかなかユニークなのは町民がみんな節電、省エネすることにより、エネルギー生産ではなく節電で利益を上げようという取組なども見られます。町民発電所を検討するというふうになっております。実際先日広報とともにエコスマイル通信が届けられ、遊佐町民エコチャレンジ、再エネと省エネで地域のエネルギー自立を目指す町民省エネ節電所とありました。地味ではありますが、大事な取組であり、推進する必要があると考える次第です。省エネについて申し上げれば、企業でも、家庭でも多くは3から4年で、建物など耐用年数の長いものでも10年で投資した省エネ費用の回収ができ、その後はエネルギー消費減による節減効果が続く。省エネは我慢や重荷ではなく、企業にとってはコスト削減のための投資であり、家計にとっても負担減になると言えるものであります。この基本計画の一節に次のような文言があります。再生可能エネルギーが地域経済に与える効果を見極め、自然環境と共存できる範囲で普及を促進していきます。また、再生可能エネルギーを利用する際は、自然景観を損なわないように細心の注意を払うとともに、周囲の環境と調和した導入を進めますとあります。

次の質問に移ります。遊佐沖洋上風力発電について伺います。平成30年、県検討会議部会が設置されて

この事業は始まりました。私自身のこの洋上風力への関わりは、令和元年度に総務厚生常任委員会の視察で長崎県五島市に行く機会がありました。実物は、そのときは台風に遭いましてほとんど見れなかったのですが、説明が大変積極的だったと。五島市側の説明が大変積極的だったことが印象的です。それで、2年、3年と地区で行われた説明会、それから事業者のアセス説明会というふうにして、できるだけ参加してその情報を得るようにしてまいりました。そうしているうちに心の中に湧き上がってきたのが、この事業はSDGs的に見るとどうなのだろうということでもあります。風車の耐用年数は20年、海域の占用期間は30年という事業を、こういう事業を持続可能性があると言えるのだろうかというその疑問であります。そして、直径10メートル、深さ60メートルのモノパイルを使って打ち込むのだというそのことを聞いたときに、いや、これは駄目だなということ自分の気持ちの中に持ちました。

次の質問は、欧州等の立地状況と比べて冬季の季節風、台風、地震など環境の差が大きい、技術的に対応できるのだろうかという質問です。これには、私が思うのは実用化のめども立っていない新技術を前提にする無責任というのがあります。大本のCO₂削減計画でいえば、石炭火力の継続、さらには新規建設を前提としながら、火力で消費されるCO₂を回収し地下に貯蔵する技術、CCSというそうですが、これや火力の燃料にアンモニアを混ぜたり、アンモニアを単独で燃やす技術、さらには水素の利用技術などを今後開発してCO₂の排出を減らすとしています。しかし、これらはどれも実現するかどうか定かではないものばかりであります。例えばCO₂を回収できたとしても、国内には地下に安定的に貯留できる適地はないし、コストも高額になります。アンモニアを混ぜても、火力発電で化石燃料が多く消費されることに変わりはありません。再生可能エネルギーを使った電力で水素を精製したとしてもエネルギーロスが生まれ、そのまま電力として利用したほうが効率的であるというのが普通に考えられることです。この関係のその無責任さを見て至るのは、無責任の最たるものは六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設、こういったのと似たあれになっているのではないかという気がします。こういうのを見まして、もはや我が国は先進国とは言えないのかもしれないという気持ちを持っております。世界が再生可能エネルギーに本格的に動き出していた2003年に、政府は風力発電の国の研究を技術が成熟したので、不要になったとして打ち切りました。メーカーも開発を中断し、日本の風力発電は輸入に頼らざるを得なくなっております。日本は、温帯モンスーンの気候の下で、風の強さや風向きが急激に変わるという特質があり、落雷も多いので、その条件に合った風力発電が必要なのであります。研究者グループからは既存の省エネ、再エネの技術だけでCO₂を93%削減できるという提言もあります。2030年までに急激にCO₂の大幅な削減が求められている状況では、既存の技術や実用化のめどもが立っている技術を積極的に普及、導入することで直ちに削減に踏み出すことが必要であると考えます。

次は、今の説明とも関連しますが、技術が国内大手、さらには欧州に依存しており、雇用など地域に密着したものとできるのかということでもあります。地域外や外国の資本による乱開発を防止することは、利益が域外に流出することを防ぎ、地域の産業として雇用や需要の創出につながると考えます。国全体のレベルでの話ですけれども、省エネ、再エネで年254万人の雇用増、2030年までにCO₂半減を達成するためには、民間投資が150兆円、公共投資が50兆円という規模が必要だというふうにされております。再生可能エネルギーの可能性は極めて大きなものがあります。活用に当たって考えなければならないことは、再生可能エネルギーは地域の資産であり、乱開発を防ぐ住民の合意により活用すること。住民への十分な説明

を行って合意形成を図ることであると考えます。温暖化防止のNGO、NPOや研究者中心のグループ、大企業や産業界、地方自治体などが参加する団体やシンクタンクは、エネルギー消費を20から40%減らし、再生可能エネルギーで電力の40から50%程度を賄えばCO₂を50から60%程度削減できるという点で共通しております。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。3月定例会一般質問2日目、4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

まず、町のエネルギー基本計画の進捗状況という形の質問でありましたし、2番目としては洋上風力、これが技術的に、そして持続可能なものなのか、地域に貢献できるものかという質問いただきました。まず、第1点目についてご説明をさせていただきたいと思えます。遊佐町エネルギー基本計画の進捗状況についてであります。遊佐町は平成12年、町としてはかなりの早い段階から「遊佐町地域新エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギー設備の有効活用について検討を行ってきました。このビジョンでは、風力発電、太陽光発電、太陽熱の活用、小水力発電など、地域で導入可能な新エネルギーについて、民間事業者への支援を含めて取組を行うものとしております。その後、「遊佐町新エネルギービジョン」は、平成26年に「エネルギーの地産地消によるまちづくり」を基本理念とする「遊佐町エネルギー基本計画」として見直されております。計画期間は、平成26年から令和5年度までの10年間とし、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進によりそれぞれの目標を定め、実現する方向性を示すものとなっております。具体的には、令和5年度までの10年間に、エネルギー消費量に対して再生可能エネルギー導入分を45%とすることと、遊佐町で消費されるエネルギーを省エネルギーにより10%削減することの合わせて55%相当に削減することを目指しております。令和元年度に進捗点検を東北芸術工科大学の三浦教授に依頼したところ、「省エネルギーについては、平成28年度において11%削減となっており、再生可能エネルギーの導入量については、令和元年度時点で65%となる見通しとなっており、省エネ実施による削減分と再生可能エネルギーの導入分とで合計55%相当という計画当初の目標を達成できると見込まれる」との報告を受けております。将来の地球全体の課題でありますカーボンゼロについては、昨日の一般質問で7番議員よりカーボンゼロについてやっぱり町としてできることは進めなければならないのではないかという提言をいただきました。提言は、重く受け止めなければならないと考えております。

次に、洋上風力発電事業について質問でありました。1つ目の質問、持続性についてであります。政府では「2050年カーボンニュートラル」の実現のため、当面2030年まで46%の二酸化炭素削減を目指しています。大規模発電が可能となる洋上風力発電は、再エネの主力電源化に向けた切り札と位置づけられ、2030年までに全国で1,000万キロワットの導入目標を立てており、東北地方でも407から533万キロワットの導入を目指す中、庄内沖もその風況のよさから遊佐町沖についても昨年9月に「再エネ海域利用法」に基づく「有望な区域」に整備されたところであります。

さて、お隣の酒田市でも、酒田市沖が要望区域として認めていただけるように市も議会とともに国、県に働きをかけているところであります。電源の種類は、洋上風力以外にも多数ありますが、2030年までの削減目標を達成を考えた場合、当該電力以外を除いて現段階では考えられないため、山形県としても政府

方針に沿う形で遊佐町沖の洋上風力発電事業の推進していくという考えで取り組んでいるとの回答があったところであります。

2つ目の質問であります風車の要求性能、安全基準については、昨年1月29日の令和2年度第2回遊佐部会で山形県は「令和2年3月版の洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説洋上風力発電施設検討委員会」において、細かく基準を定め適合するよう求めている」と回答され、令和2年度の西遊佐地区の山形県の説明会においても、「事業者は国が定めた安全基準を満たさなければならないため、大地震や強風にも耐えられるものと思われる」と回答されております。

最後の質問であります雇用についてであります。山形県における地区別説明会において、「事業の展開による産業の創出を想定した数式に基づき、30年の長期に見た場合に、建設時の建設・製造、稼働後の保守メンテナンスに関する事業、最終的に撤去する際の事業など、県内全体で2,800人の雇用創出効果があると見込まれた」の情報でありました。それについては、当然酒田港の基地港湾化による地域の活性化というものを想定しているものと受け止めております。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今の町長のその答弁の中に、洋上風力以外考えられないのだというそのくぐりがあったわけですが、私はそれは違うと思います。山形県で見ても、例えば太陽光の一般家庭、それからビルとかでの余地はまだまだあるはずですし、国レベルで見ればもう都会での太陽光発電が全然欠けているというか、足りないと思います。都会のビルディングを利用した太陽光発電です。やっぱりそういったものを考えれば、何も今回のこれがないと30年のその達成ができないというふうなことは言えないのだというふうに私は考えておる次第であります。

それで、省エネルギーに対するその考え方のところ、計画についての達成状況の説明もあったわけですが、私はその計画の中で印象的だったのは、おおと思ったのは、太陽熱利用で高い技術力の企業が遊佐町にはあるというぐぐりがありました。それは、すばらしいことだなと思ったのです。こういったものは、当然大事にしていかなければならないということと、反面私が最近経験したことで2つ、これもっと頑張れないのかなと思ったことがあります。1つは、ヒートパイプです。これは、新庁舎の建設のときに駐車場の融雪のときに出ていたはずですが、ヒートパイプとうとうやるのだというふうにして思っていたら、いや、やっぱりしないというふうになったのでした。それで、このヒートパイプについては、これは確かにいろんな問題はあろうと思うのですが、山形市辺りでは非常に広く昔から実施されておまして、やっぱり一日の長があると思います。大変商店街とかのホールの中もきれいなものです。

それから、あともう一つこれ頑張れないのかなと思ったのはヒートポンプです。これ図書館の空調の関係で出てきた話ですが、ヒートポンプを諦めて普通の空調にするというお話です。これなども、やはり粘り強い研究が求められるのではないかという気がするのです。特に省エネルギーということで考えればです。やっぱり基礎に立ち返って、遊佐は湧水の郷というふうに呼んでいるわけですから、もっとさらにその追求すべき課題というか、頑張るべき点ではないかということが思いました。

あと、それから申し上げたいのは、町長はよく予防原則ということをおっしゃいます。確かにそのとおりだと思います。それで、今回の譬喩は勝利したわけです。私も、予防原則ということを考えるときに私

がこの関係で思うのは、例えば心配するのは漁業です。漁業で、沿岸漁業になるわけです。特に今年は、国際小規模漁業年にも当たっているそうです。そういうことで、なおさら申し上げるのですけれども、果たしてこの事業が終わって30年後、漁業はどういう状況になってしまうのだろうか。その30年間もそうですけれども、そういう心配があります。あと、それよりもさらに私が心配するのは、私が升川の出身ですから思うのかもしれませんが、サケのことであります。サケが、先ほど申しましたけれども、10メートルの直径で長さ60メートルのパイプを何十本も打ち込むような工事をやって、そういった過程の中でその後今度は大きい風力が回って振動とかを出すと思うのですが、果たしてサケが、まず稚魚が海に出られるだろうか。また、戻ってこれるだろうか。これがしかも遊佐だけではなくて、遊佐から北部ずっと沿岸これみたいなものを造るというような計画ですよ。これについて非常に私自身としては懸念しております。サケシンポジウムにも出て、そのとき聞いた講師の、水産庁の元の役人だったと思うのですが、その方非常に楽観的な話をしておりましたけれども、いや、サケはもっと神経質なのではないかというふうにして聞いておりました。

あともう一つ、最近この予防原則という点と兼ね合わせて思うのは、ジオパークの研修というのがたまたまオンラインの研修でしたけれども、2回ありまして、私も受けました。そのときにそのジオパークのことを聞いたわけですが、この間の施政方針の中で、26年にはユネスコ世界ジオパークを目指すというふうにありました。果たして大丈夫だろうか。こんな洋上風力がくるくる回っているようなところで、それは海なわけですが、そういうところでジオパークなんて言えるのだろうかという疑問が最近感じております。この辺について、予防原則というその町長のお考えからするとどのような所見なのか、お伺いできるとありがたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 佐藤光保議員と私は同期でありますので、私は小さい頃のことを思い出しております、今の質問伺って。その当時私たちのちっちゃい頃というのは、原子力は希望の火なのだと、そんな位置づけで原子力の活用という形で、第二次世界大戦ではそれが武器として使われた。その反省に立って、平和の希望の火なのだという思いで人類の生活に活用しようという形で人間は努力してきたものだと思っております。その希望の火が実はあれからかなり年数戦後たったわけですが、放射性物質の無害化の方程式をまだ人類は解けないでいるという現状が残されております。そんな中で、原子力発電をこのまま続けていくなれば、必ず廃棄物が出る。そして、それは六ヶ所村に一時置くとはなっていますが、国全体として最終処分場が示されていない中では、負の遺産をずっとずっと後ろ、後世に、子供の世代にただ放置してしまうだけしかこれまでできなかったということ。それがいつか方程式が解ければいいのでしょうけれども、人類果たしてそれが可能なのかなという疑問を抱いているところです。

そんな中で、では太陽光は今かなり進みました。実は、山形県でも大規模な太陽光、川西とたしか大江ですか、県内でも内陸では計画はあったのですけれども、逆に言うと山林の広範囲の伐採が進むということで、地域にとってはあまりにも大規模過ぎる発電装置については、やっぱり各地で反対運動も起きているという状況であります。太陽光自体の、ソーラーは屋根に設置するぐらいの発電ならば、それは全部を賄うのではなくて、家庭で使う電力の一部を使うということであればそれはそれでいいのですけれども、我が町のように工業団地にある30ヘクタール、そして生活クラブで使っている31ヘクタール規模になれば、

それはそれは広大な面積が必要になるということで、地域にとっては設置してしまえば雇用はないわけですので、それ等が地域活性化に結びつくかというときは、非常に将来的には撤去した後のその処理について今課題もやっています。太陽光発電装置が産業廃棄物として大変な問題になるのではないかと今申し述べている学者もいる中で、大きな課題をやっぱり抱えながらエネルギー政策を進んでいるということは、間違いない事実だと思います。

ただ、今ウクライナへのロシアの侵攻によりまして、天然ガス、そして石油、全体が化石燃料が異常な高騰の状況であります。この中で、化石燃料としても日本国内ではそんなに取れているわけではないわけですから、限りある、かつて新エネルギー導入ビジョンも、導入当時は限りある資源、これは石油資源という形の位置づけでした。それらを大切にしなければという形の中での省エネルギーとかと進めてきたわけですけれども、現在はもっともっと厳しい状況にあると考えます。

風力発電、遊佐町で当初7基の事業を引き受けたときに、何メリットあるのだと非常にマスコミからもバッシングをいっぱい受けましたが、やっぱりCO₂を燃やさないで必要な電気を得られること、地域のリスクを最小限にする協定を結んでそれら等が実現できた。地域の皆さんのご了解の下だと思っておりますので、やっぱりできることの選択肢の中で、これ以上原子力は駄目でしょうということ。そして、先人はこの庄内とか、山形県では原子力発電所の選択はしてくれませんでした。これについては、食の主産地、米を産する地域としては、近くに原子力発電所がないということ自体は、先人が苦しくてもそういうものはやっぱり持つてくることはないよねという地域の皆さんの同意の下にこの政策を進めてきたことには、私は感謝を申し上げたいと思っております。リスクは、それは当然ゼロではないことは最初から分かっています。なぜならば、先ほど光保議員が申されたサケの漁業者にとっても、それは経済的なリスクというのは発生するのは当然なことだと思っております。ただし、その土台を活用しての漁礁を設置していただけたらとか。サケについては、今この間の法定協議会等いろんなお話を伺う中で、どうも1キロから2キロの間は、サケは回遊するちっちゃいときに沿岸を通るのだという話が伝えられてきております。ということは1キロ、2キロ以上、2キロまでより外側に設置をしていただくという、これ具体的にまだ私は基本的なことしか申し上げておりませんが、基本的な問題提言する前に、ジオパークの話もありました。先日吹浦の区長会からも申出ありましたが、海難救助区域の西遊佐と今吹浦という2つの海難救助区域持っていますが、西遊佐はクロマツで守られているからやむを得ないですけれども、吹浦地区には地域を入れないでくださいということは、県に対して再三申し上げておりました。なぜならば、吹浦は漁港もある。そして、海水浴場もある。そして、マリンスポーツのジェットスポーツ等、やっぱり西浜の南部のエリアは活用されているということを考えてときに、そのエリアは避けてほしいですよねということを県に申し入れて、それがたしか29年の1月の遊佐部会でのエリア選定の中では、吹浦地区には入らないという地図が示されておりました。沿岸1キロから5キロまでいいですよという形ですけれども、私から見れば5キロから立ててくれば、2キロまでで納まるのです、エリアとして、いわゆる近くからではなくて。なぜならば、洋上風力の作業船自体を考えたときに、今かなり大きく大型化しています。3基分を一遍で荷物をつけて、そこにやっぱり1週間以上その同じ場所に止まって、そこでプラットホーム造って工事を進める。それが3基分完了しないと港には戻らないということ考えたときに、そんなちっちゃい、毎日酒田港に戻るのだというエリアでは座礁のおそれがあるので、そして波も非常に高いエリアです。3メートル、4メ

ーター当たり前。高ければ5メートルの波も来るあの庄内浜の中、遠浅の中でいくと、最低20メートル以上ないと作業船というのは危険だなと。5メートルの来れば15メートルまでになってしまうわけですから、それら等も考えたときに2キロまで、サケの通るところはできれば避けていただきたい、これは具体的な話ですから、これから漁業者と協調、共生の中で、多分漁業者の皆さんとか、サケの内水面の皆さんからの発言も想定されますので、それら等の経済的リスクをまずしっかりと取り除いていただくということがこの町を預かる私の立場としては、当然それは要望していくことであろうというふうに考えているところです。なかなかその化石燃料高騰に関する手だてというのは、今のところまだロシアの出方、ロシア次第という形でありますか。特にお隣の新潟港には、サハリンからの液化天然ガスの輸入をして、そして福島の火力にパイプラインで引くという事業がもう進捗している中で、多分電力会社でもその化石燃料が想定できないとなれば、ますます再生可能エネルギーの必要性については議論されていくものだと思います。

そんな意味でいくと、2020年11月19と20日、衆参両院で超党派で全会一致で決議された気候非常事態宣言、いわゆるCO₂を次の子供たちのためにはやっぱり削減をしっかりと目指すのだという行動を今日指していかないと、将来に対して責任ある行動を取ったとは言えないと思います。リスクは最小限にしながらも、可能などころから導入を促進に向けて力を入れて国の施策に町としてはそれはそれは重い決議、衆参両院全会一致で議決したという重みをやっぱり受け止めざるを得ないというのが私の認識です。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今先ほどから原子力の話も出ているわけですが、この原子力については、誤解のないように言っておきたいのですが、政府のそのエネルギー政策で例えば2030年、2050年というときでも、政府は原子力は使い続けるということを前提にしておけるというのがまず忘れてはならないことです。これは日本の特徴というか、そういう問題があります。

あともう一つ、サケの話に戻りますけれども、1キロ離れれば何とかかかいう、2キロというあれがある。2キロでも、3キロでも、私は地上でのその音とか振動の伝わり方と水の中では全く違うと思います。そういったことでのその環境の配慮というのが私は欠けているのではないかという気がして今まで聞いておりました。

以上で終わります。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 先ほど質問の中で、世界ジオパークの件でお話がありました。私も、担当の課長になってその世界を目指すということで風力発電のこと心配しておりましたけれども、外部研究員の方、今協議会の中にも主任研究員おりますけれども、その方々とお話をさせていただきました。その中ではCO₂削減、地球温暖化防止に地域で取り組んでいる、そういった地域であるということですので、これについてはマイナスになることではないと。その風車を理由にして世界ジオパークに認定にならないということはないということでしたので、私も安心しておりますとジオパーク推進協議会の中でも、その風車に対しての問題視していることはございませんので、世界のジオパーク認定に当たっては、風車については影響がないということで認識しております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） おはようございます。通告に従い一般質問を実施させていただきます。

ボランティア活動に対する施策についてであります。今現在我々は、ロシアがウクライナに軍事侵攻をしているというおぞましい事実を目の当たりにしています。報道では、ヨーロッパ各地からロシアと戦うためウクライナに集まった外国人義勇兵、志願兵の数が2万人に達したとのこと。義勇兵、志願兵、英語ではボランティアであります。この言葉は、中世ヨーロッパの十字軍から発祥しているとの説があります。しかし、今21世紀の現在にそれが使われるということに深い悲しみを感ずります。一刻も早くこの状態がやみ、ウクライナが平和になることを強く、強く望むものであります。

さて、私の質問のボランティアについてであります。日本では厚生労働省のホームページにボランティアの概要、位置づけという一ページがございました。ボランティアについて明確な定義を行うことは難しいが、一般的には自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として自主性（主体性）、社会性（連体性）、無償性（無給性）などが挙げられる。ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を有償ボランティアと呼ぶ例もある。国民の福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針、平成5年の厚生省告示においては、ボランティア等の福祉活動について以下を示している。活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重されなければならない。支援策が国民の自己実現や社会参加への意欲に沿い、これらに寄与するように行わなければならない。公的サービスでは対象し難い福祉需要について、柔軟かつ多様なサービスを提供することが期待されることとございます。町長は、施政方針で少年議会及びボランティアサークルのくじらについて、未来の地域づくりを担うリーダーの育成に努めると言われております。これらのボランティアサークルくじらの活動計画策定状況と予算措置についてお伺いをいたします。

2番目として、各課所属のボランティア団体等の活動状況と、またその予算措置についてお伺いをいたします。

次に、当町のホームページの現状把握についてお尋ねをいたします。広報活動の重要な媒体であるホームページについて町ではいかに認識をしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、ホームページに記載された内容、これらの事項について精査を実施されているのかお伺いをして壇上からの質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 2番目の質問者であります佐藤俊太郎議員からボランティア活動に対する施策という点と、広報、ホームページの現状等について質問いただきました。答弁に入ります前に、私から皆さんに報告させていただきたいことがございます。

実は、遊佐町でのボランティア活動等をたたえる……これ県内だ。山新愛の鳩賞が2021年12月20日に山新メディアタワーで開催され、西遊佐地区町づくりの会が自らの地域を必要と思われるボランティア精神あふれる活動のエプロン・サービス、まちセンカフェ等の活動が高く評価をいただき、我が町での今回の受賞となったわけですけれども、実は我が町では西遊佐まちづくりの会が2回目でありました。そして、

そのおよそ10年ほど前には、実は中高生ボランティアくじらの活動について、既に山新愛の鳩賞を受賞されて顕彰されているということを報告をさせていただきます。

さて、中学生・高校生で組織されております、ボランティアサークル「くじら」については、ボランティアの実践を通して地域を知り、地域の人との交流の中で社会参加と郷土愛の醸成を図ることを狙いとして事業を実施しております。登録者は令和元年度58名、令和2年度59名でしたが、令和3年度は91名の登録がありました。登録者が大きく増えた要因としまして、これまでの活動により、ボランティアの意義が広く生徒に認知されたことが大きいものと考えております。コロナ禍前は、イベント関係のボランティアが多い傾向でしたが、今年度は子どもセンターの館内消毒、軽トラ市前日の遊佐駅前の清掃、遊佐地域づくり協議会防災訓練のスタッフ補助、少年議会との意見交換会、町内福祉施設への年賀状作成・贈呈など、多岐にわたり計14回もの活動を行いました。軽トラ市前日の遊佐駅前の清掃や福祉施設への年賀状贈呈は、生徒発案によるものであり、生徒による主体的な企画発案もありました。ボランティア活動の様子については町ホームページ、庁舎のデジタルサイネージ、生涯学習センターだより等で紹介されております。また、生徒たちが主体的に発案した地域の清掃活動を行う中、町の青少年育成協議会推進員に加え、地域自治の環境推進員の方々の支援をいただくなど、地域協働活動への広がりも見せているところであります。

ボランティア活動は、年度当初に決まっているものもありますが、ボランティア希望団体からの依頼を受けて活動しているケースが多い状況があるため、詳細な年間活動計画は策定してきませんでした。しかし、コロナ禍でイベント関係のボランティア依頼が減少し、ここ2年間は新しい活動に取り組んできたことや今後のボランティア登録者数が多いと想定できるため、これまでの活動内容を整理し、ある程度年間活動計画を立てながら、活動の幅を広げていけるよう取り組んでいきたいと考えていると伺っております。

なお、ボランティア活動の予算としては、消耗品費や食糧費、保険料等で令和3年度は10万5,000円を教育費のボランティア活動推進事業に計上しております。

2つ目の質問であります各所管のボランティア団体等の活動状況を申し上げます。健康福祉課所管のボランティア団体等との関わりとしましては、配食サービス事業と雪かき応援事業の2つがあります。まず、配食サービス事業についての活動状況ですが、食の自立支援事業として社会福祉協議会に委託をしており、令和3年度は344万4,000円の委託料を計上しております。週1回およそ80戸の高齢者宅を民生児童委員や遊佐町ボランティア連絡協議委員会等約20名のボランティアから弁当を配布していただき、高齢者の健康の維持と見回りを実施しております。

次に、雪かき応援事業についてですが、地域に居住する支援が必要なお年寄りや心身に障がいを持っている方々が冬期間の生活を安心して過ごせるよう、地域ぐるみでの生活通路の確保を行うことを支援する事業で、令和3年度は255万円の予算を計上しております。登録していただいた雪かき協力員に対して、雪かきの回数に応じて町から奨励金を支払っています。奨励金は1件につき1回当たり1,000円で、15回分1万5,000円を上限としております。今年度は2月15日現在、165件の要支援者の登録があり、4団体114個人から協力員として活動いただいております。

また、産業課所管の「遊佐町砂丘地砂防林環境整備推進協議会」についてであります。町の木としても緑濃いクロマツの美林を育て残すために、地域住民が行政・関係機関の協力を得て砂防林・防風林としての環境整備を図り、地域農業発展のために寄与することを目的として平成9年11月に設立されました。

例年20回程度の会員のみならず広く周辺住民に呼びかけ、つる切り、下刈り、枝払い等ボランティアによる森林環境整備を実施しています。町からは、活動助成金として110万円を支出しております。

続きまして、「ホームページの現状把握は」についてお答えをしたいと思います。町の広報活動に求められている役割として、対象となる町民に対して、町の情報を確実に分かりやすく伝えるということがあります。町が発信する情報は、行政施策の情報や、暮らしや生活に関わる情報、災害時など町民の安全に関わる情報など多岐にわたります。情報発信の強化は、町民の町政への参画や理解の推進、行政サービスの周知や利用の促進、必要な手続の遂行、必要な行動などを促すきっかけにもなり、大変重要と考えております。ホームページを使った広報活動については、情報を掲載するとすぐに見ることができ、いち早く多くの人に情報を伝えることができます。また、最近はスマートフォンなどの携帯端末の普及により、いつでも、どこでも見られるといった利点があります。町のホームページのアクセス数は、平成27年度は26万1,812件でありましたが、令和2年度は35万679件で、5年間で25%以上増加をしております。新型コロナウイルス感染情報など、多くの方がホームページから町の最新情報を得ようとして考えるなど、貴重な情報伝達ツールであるとの認識であります。

さて、現在公開している町の公式ホームページの作成するシステムは、2012年に導入したもので、県や近隣市町村とレイアウトや検索などの体系を同じにして、町民や県民が情報を探しやすいよう配慮したものであります。その後、トップページのレイアウトを写真の変更、多言語対応、音声読み上げ機能を段階的に導入し、現在の姿での運用となっております。町の公式ホームページについては、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）と一般的に言われる仕組みを導入し作成しています。これは、担当課がそれぞれのホームページの作成と決済を行い、インターネットに公開することで、必要な情報を短時間で掲載することが可能なシステムとなっております。山形県や酒田市を含め多くの自治体が導入しております。例えば観光情報は、遊佐町観光協会のサイト、地域おこし協力隊が運営しているホームページ等で情報を公開していますが、遊佐町で全ての情報を町の公式ホームページで公開しているものではなく、必要な情報を選択し適時・適切に公開しています。人気のあるコンテンツである、遊楽里からの日本海や鳥海山の風景を映すウェブカメラの動作確認やリンク切れと言われるコンテンツの整合性などについては、システム管理業務を担当している立場でICT部門がチェックを行っていますが、公開する内容そのものについては、ページを作成していただいた各担当者が責任を持って公開することとしております。また、ホームページの重要性は、全ての職員にその認識があるものの、ホームページに公開すべき内容とタイミングについては、職員間で多少温度差があり、統一した基準のようなものを設けることは大変難しい状況にあります。特に掲載すべき期間が終わったものや、制度が終了したものの情報についても、情報の公開停止などを正しくすることでより見やすいホームページになることが期待されることから、今後はこれらも含めた職員のスキルアップのための研修など開催していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 得るご説明大変ありがとうございました。

地域生活課のボランティア関係の情報がなぜか抜け落ちているようですので、ご説明願えたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

地域生活課様々ありますけれども、エコすまと環境推進員、2つの事業についてご紹介させていただきたいと思います。初めに、エコすまでございますけれども、遊佐町地球温暖化対策地域協議会、エコすまいる・ゆざでございます。前身につきましては、平成13年8月に発足いたしましたエコすまいるレディースでございます。11年目の平成23年6月から遊佐町地球温暖化対策地域協議会エコすまいるレディースとなり、平成26年度から委員に男性2名が加入したということで、平成27年度より現在の遊佐町地球温暖化対策地域協議会エコすま・ゆざという名称で活動させていただいております。

協議会につきましては、温室効果ガスの排出抑制に向け町民、団体、行政等が協力しまして、身近なところからみんなで取り組もうエコを視点に町民が参加する地球温暖化活動防止の仕組みづくりを検討、実施することによりまして、遊佐町におきます地域温暖化対策の推進を図ることを目的としております。加盟しているメンバーでございますけれども、各地区の婦人会、そして商工会、漁港、J A、食生活改善協議会、町の職労から2名ずつと一般町民、そして山形県地球温暖化防止活動推進員の現在29名で構成して活動をさせていただいております。活動の内容、状況でございますけれども、11年目となりました省エネとりサイクルポスター、標語、川柳コンクール事業、そして同じく11年目になりました「おしえて！！我が家のエコ生活」アイデア募集事業、そして10年目となりました緑のカーテンプロジェクト事業、7年目となりました町民省エネ節電所事業、同じく7年目となりました親子手づくり石けん体験教室ということで活動させていただいております。また、毎月広報の後ページになりますけれども、エコすまいる通信ということで、前年度と比較できる月別のごみの収集量やごみ出し方のルール、そして食品ロス対策のエコにつながります情報を毎月提供させていただいております。また、8月と3月、年2回になりますけれども、エコすまいる通信ということで発行させていただいております。予算関係でございますけれども、一般会計からの予算措置につきましては、協議会とその構成10団体へ地球温暖化対策事業への協力謝礼ということで11万5,000円となっております。地球規模から見れば小さな活動かもしれませんが、継続して実践していくことが大切でございます。今後も、地球温暖化対策につながる事業を継続して実施していきたいというふうに考えてございます。

またもう一つ、環境推進員につきましてご答弁させていただきます。環境推進員の活動状況としましては春、秋の粗大ごみ回収事業への協力、そして全町の美化運動への参加、ワンデーウォーク前の集落清掃の実施、そしてゴミ出しルール指導月間対応、そして環境推進員研修の実施等行っております。今年につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして町が実施するイベントの規模縮小、中止等があったため、例年よりも活動が減少してございますけれども、流行情報を見ながら柔軟に対応させていただいております。例年ですと小型家電、そして衣類回収、イベントへの協力、そして中高生への海岸清掃への参加協力、そしてツーデーマーチの会場での分別指導等も活動計画に入っております。また、ごみステーションの維持管理、区長と協力しまして集落清掃の実施も行っております。予算関係でございます。令和3年度の予算規模でございますけれども、501万円となっております。2つございまして、1つ目としまして、有償ボランティアであります各個人への謝礼ということで、会長職、そして副会長職、そして一般員ということで合計で496万円、そして2つ目、遊佐町の環境推進員連合会へ補助金ということで5万円毎

年交付してございます。そして、この合計が501万円ということでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。この件につきまして、また後で少しご質問させていただきたいと思っております。

まず、今回私このボランティアについての質問をするきっかけとなりましたのは、新聞報道でございました街角アラカルトという項目で、施設に巨大年賀状、この山形新聞の報道でございます。新型コロナウイルス禍でも元気に過ごしてもらおうと、遊佐町の中高生によるボランティアサークルくじらが5日、町内の3福祉施設にメッセージ付きの巨大年賀状を贈った。写真付きのものでございました。それで、ほかにどのような活動をされているのかということをやっと調べてみましたが、なかなか私が思ったような方面に行き着くことができなかったのが一番最初の出だしでした。このように、コロナ禍でも頑張っているのだというボランティアサークルの活動を山形新聞で取り上げられていただくということは、非常に担当している方々及びその従事した中高生の皆さんに荣誉なことだとは思いますが、しかし、これだけではないという思いがあり、さらにこの担当課にお尋ねをしたわけでございます。この人と人とのつながり合いという意味合いが非常に大きいのだと思っておりますが、この件について、今現状及び今後どのように対応していかれるのか、もしご所見がございましたらお願いをしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

中高生ボランティアサークルくじらでございますけれども、まずこの会議につきまして、今年度町長答弁にもございましたが、91名参加登録しております。中学生と高校生の内訳としましては中学生82名、高校生9名ということになっております。年度初めに鯨のマークをつけて参加募集の周知をしておりますけれども、生徒自らの自主的な意思表示を示して参加申込みをもらっているというところでございまして、特に近年は中学生の地域ボランティア活動の機運が高まっていることもあります。そして、また会員が増えている要因としましては、生徒たちの活動を学校に返してございまして、学校を通して活動が紹介されておいて、年々地域に認知されているというふうに捉えております。子供たちの学校での授業や部活動との両立の中で、知恵を出し合っている活動を行っているということでございます。

先ほど取り上げていただきました山形新聞での記事についてでございますけれども、この活動の経緯を申し上げたいと思っておりますけれども、コロナ禍でも元気に過ごしてもらおうと、町内の3福祉施設に子供たちのメッセージ付きで巨大年賀状を1月5日にお届けしたものでございました。もともとコロナ禍以前のときは福祉施設での活動、イベントへの参加協力というのが主なところで展開してまいりましたが、感染拡大の影響で訪問できずになりましたけれども、非接触型のボランティアをキーワードに何かできないかということで、生徒の発案によってメンバー一人一人の励ましの言葉を入れた巨大な年賀状を作成してお届けしたというものでございました。

それで、今後の展望、人々とのつながりという点での今後の所見をというご質問でございましたけれども、まず町長答弁にもございましたけれども、大きく言えば地域の人との交流の中で子供たちの社会参加が遂げられているということになるわけですが、教育委員会としましても、活動の成果ということで2つ

ほど捉えておるところがございませう。まず、この1つ目としましては、自分たちで考えてやったことに対して受入先のほうで非常に高く評価をいただいております、ありがとう、ご苦労さまでしたということ、感謝の言葉と褒められたことでひとつ自分たちの自己有用感が高まっていることにあります。まさにここが目指すところであるというふうに感じております。

2つ目としましては、生徒たちが発案した地域の清掃活動などを行う中で、いろいろな地域の方々とのつながりが欠かせません。地域の方々からも知ってもらいながら、2つ目として地域協働活動の輪が広がっているということ、この2つになるかというふうに思っております。最初のボランティアの募集のチラシには、ありがとうの輪を広げようというふうには私は思っております。目指すこの1つ目、自己有用感の醸成、2つ目、地域とのつながり、これにつなげていきたいという思いで取り組んでいるところでございませう。

また、先ほど施政方針を取り上げていただきましたけれども、教育委員会としましては、高校生までで終わるのではなくて、この培った地域とのつながりの中で今度は青年活動での活躍、あるいはいつか地域に戻って私も遊佐に貢献したい、そう思う大人になることを願って一緒になって一生懸命な大人の姿も見せていけるよう努めたいというふうに思っております。

以上でございませう。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。

褒めて育てる。荻生徂徠という国学者がおりまして、それこそ長所を取り上げて褒めて、褒めて、褒めて育てるとというのが庄内藩の方針だったというふうに聞いております。それで、鶴岡のほうでソライというたしか会社があったように記憶しておりますが、やはり褒められて悪い気持ちになる人は多分いらっしゃるのだと思います。この褒めるということに最大限重点を置いて今後も活動をしていただきたいと思っております。それで、また先ほど町長答弁にございました遊佐町のホームページ、中高生ボランティアサークルくじら、はい、載っております。非常にこのホームページを見れば、彼ら、彼女らの活動がよく分かるわけでございます。それで、JR、7月17日の軽トラ市のボランティア実施ということでもありますけれども、メンバーだけではなく、地域住民が参画したというような説明を受けてございます。動けばほかの人も一緒になって動いてくれるというその実体験が今後生活していく上で非常に重要なことだと考えておりますので、広くやはり事前にくじらがこういう活動をやる。どうぞ、一般の町民の方々も参画をしていただきたいというような積極的な広報も必要ではないかと思っております。それで、町長答弁に西遊佐まちづくりセンターのエプロン・サービスが愛の鳩賞を受賞したと。非常にうれしいことではございませう。私も、エプロン・サービスについては活発なる活動をされているのは承知してございませう。

それで、2番目として私挙げましたホームページの現状という項目に移らせ、ボランティア、つまり1番目でお尋ねしたやつとホームページも密接な関係があるというふうに私個人的に思っております、今町長ご答弁で愛の鳩賞を受賞した。これを町民の方々がどれくらいご存じなのかとちょっと思うと、これを一般の方が知っているという方はそんなに多くはないのではないかなと思っております。なぜかという、この町のホームページのホームから文化、スポーツ、まちづくりという項目がございませう。この項目の中で、広域活動ボランティア、細目が広域活動ボランティア、広域活動支援事業、広域活動支援

センター登録団体、緑化・美化サポーター制度、緑化・美化サポーター団体、この項目がございます。しかし、ここにはボランティアサービスをやっているこの西遊佐のエプロン・サービス等々の記載は、残念ながら載っていないのです。その下に自治会、コミュニティー、自治会関係、コミュニティーセンター、この2つの項目がございます。しかし、残念ながらこれをクリックしても情報は得られないのです。町長の施政方針で、当町に12の名水が選定されておりますと記載されております。山形県の里の名水・やまがた百選、県内で66か所、そのうち本町から12か所、これこの施政方針を印刷された段階では、残念ながら町のホームページ上にこの12か所がどこにあるのかということは明記されてございませんでした。私担当課に、やはり施政方針にも載っているのだから、これはホームページ上でご案内するべきではないかということをお願いしたところすぐに動いていただいて、今現在は12か所全て知ることができるようになっております。ですから、私が質問をさせていただいた精査をされているのかという観点、はっきり申し上げます。担当の皆さんは耳痛いかもしれませんが、気がついていない部分が多量ではないか、気がついていない部分。私が気がついて、ここはこうしたほうがよろしいのではないかと、ここはこうにしたほうがよろしいのではないかとのご提言を受け取っていただいて、速やかにホームページ上に反映をされたかと私自身思っております。いま一度そのホームページ皆さんで見直す必要があるのではないかと強く思います。

それで、産業課所管のやつですけれども、砂丘地砂防林環境整備推進協議会と藤崎小学校4年生と合同で非常に多くの活動をやっているということがこの砂丘地砂防林環境整備推進協議会の総会資料に載っております。例えば毎年12月の第1日曜日に、一斉森林整備ボランティア作業というものがございます。多分町長もこれには参加されているのではないかと思います。なぜそんなことを言うかということ、平成24年の砂丘地、このボランティア作業の写真が、24年の写真が載ってございました。今現在は見ることはできません。しかし、何かどこか違うところに、町のホームページの違うところから入ると24年のこのボランティアの状況がございました。お尋ねしたいのですけれども、先ほども古い情報はいつまで保管するのか。議会でいいますと、平成24年の議会報が記載されております。各課どれくらいの年数でこれは保管をされているのか、もしお分かりになりましたらご答弁お願いしたいのですが。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） ただいまのご質問でありましたが、ちょっと趣旨が合っているかどうか分かりませんが、文書の保管等につきましては、条例の規定に基づいて保管年限が定められてございますので、そちらの年限でもって保存をしているところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） つまりは、そのボランティア活動ということに関しては、なかなか日が当たらないのではないかと個人的に思っております。そのボランティア活動を盛んにやっていただくためには、皆さんの行動をホームページに上げまして、やっぱり検証するということが必要ではないかと思っております。広域活動ボランティアという項目がちゃんとあるわけですから、その広域活動ボランティア、くじらだけではなくてほかの課で担当する、特に藤崎小学校4年生のこのクロマツに関することは、非常に皆さんで知っていただいてもよろしいかなと思っております。

町のホームページではございませんが、遊佐にある会社のホームページに遊佐のこと、これは2019年2

月にアップされたものでございます。内容は、今年は本当に2月かというほど穏やかな冬です。2019年はそうだったのです。そんな中、こんなチラシに誘われてと、チラシです。遊佐町内の皆さんへ、クロマツ保全のため募金のお願い、私たちにできること。私たち4年生は、松を守るために私たちにできることを活動内容としてみんなで募金することを考えました。皆さん、ご協力お願いします。日時が2月23日午前11時から12時、町内のお店で募金活動をします。手づくりのチラシです。町の広報に入ってきました。こういうふうに自発的に活動をされている子供たちがおりまして、その緑の少年団ということでこれ表彰も受けていると記憶してございます。以前は、ホームページに載っていたという記憶があるのです。古いやついくと、町長と一緒に記念撮影したやつが載っていましたが、でも、残念ながら今はございません。それがやはり継続して、今コロナでこういう状況ができないということなので、やっていないのだということではなくて、以前やったことでも、やはり称賛に値するものは残すべきかなということを思っています。先ほどからどれくらいまで持っているのかということにもつながるのですけれども、そういう褒めたたえたいというような事柄をやっぱり得て、ホームページ上に記載して、いつでも見られるような状況にしておくというのが町の責務でもあるのだろうなということも思っています。それについて、教育長、何かご所見を、では。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） では、勝手に水を引いて私からも発言させていただきます。

小学校のお話が出ましたので、情報支援、特にホームページの活用ということで、いろいろまだ足りないところがあるのではないかなということでご指摘いただきました。それで、頑張っているところ、多分俊太郎議員も御覧になっているのかなと思いますが、町内の小中学校のホームページ御覧になったことございますでしょうか。後でご感想も聞かせていただきたいと思いますと思いますが、私はめったに見ないものですから、あまり大きい声では言えないのですけれども、とにかくお褒めをいただいております。教職員の働き方改革が言われている昨今でございますが、毎日更新されている学校がほとんどであると、そういうことで、例えば藤崎小学校であれば、町のサイトには載っていないわけですが、クロマツ保全のこういう活動をしたよ、あるいはこういうことで褒められたよと、そういうことも含めまして幅広く学校内外での子供たちが躍動している姿を発信していただいているとお聞きしています。私が実際に見ていないものですから、大きい声で言えないものですから、ぜひ負の側面だけでなく、頑張っているところもあるということでお伝えしまして、小中学校に負けないで我々ももう少し工面しながら、そういうところにも仕事のポイントを置いて鋭意努力していく必要はあるのかなと思って今お聞きしておりましたので。答弁ではございません。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変ありがとうございます。

今私遊佐のホームページのトップページを見ております。そのバナーというか、以前なかったやつが結構出ております。山形ふるさとCM大賞、これクリックすれば山形ふるさとCM大賞、今まで見たやつが見られます。それで、遊佐ブランド推進協議会も、非常に見ごたえがございます。遊佐町地域おこし協力隊、これなんか非常にいいかと私は思っております。それで、このバナーに小学校も入れれば非常によろしいのではないかなと思っております。関係施設なわけですから、そのところに速やかに飛べるよう

にリンクを貼るといふ、今非常に技術がもう日々向上しておりますので、ぜひ小学校の各ホームページリンクをつけていただきたいと思います。

それで、今令和2年度の業務事務事業の外部評価報告書を見ております。ホームページサービス事業というのがあります。その平成30年度の指摘事項ということで、ホームページトップ画面の魅力が乏しいと。工夫が見られない。関係機関と調整を図り、より魅力的で効果的な情報発信と保守管理の徹底を図り、事業を進めていただきたいと思います。平成30年度でございます。外部からこのようにご指摘をいただいているわけですから、やはりもう一度ご検討をしていただきたいと思いますというのが私の個人的な感想でございます。まず、遊佐町のトップページ、ぽんとやると、一番最初に写真が出てきます。この写真が丸池様の写真でございます。個人的な感想なので、これが皆さんに通用するかどうか分かりませんが、荘厳ではあります。落ち着きもあるのかもしれませんが。でも、この遊佐町これから発展するのだというその躍動感と申しましようか、それにはいま一度足りないと私個人的に思います。それで、外部評価の委員の方々も見る分が乏しいと、こういうご指摘を受けてあるのですので、是が非でもいま一度このホームページを見直して、おお、遊佐のホームページはすごいねと言われるようなホームページにぜひしていただきたいと思います。

先ほど言いました、I J Uターンがすごく充実しております。それで、移住者を呼び込むという目的の下でつくられているとは思いますが。しかし、動画がもう少しあったらなおいいかなとも思ったりしております。山口県のとある町では移住、定住を促進するために空き家を町の職員3人でやっているのだそうです。町の職員3人でユーチューブに動画をアップ。間取り、その状況等々を撮影してアップしている。反響が非常に多いということでございました。やはり画像も結構でしょうけれども、動画で町をアピールする、そういう工夫あってもよろしいかなと思います。この動画について、ふるさと大賞なんていうものは非常に町の宣伝になると思ってございますので、より多くの方々に見ただけの要素が非常に大きいわけですから、頑張ってくださいと思います。

さらに、先ほどもありました、エコすまいるレディースは古い話であって、今はエコすまいる・ゆざということでございます。それで、2001年から活動をされているということは、SDGsが国連で採択されたのは2015年ですから、それ以前から活動を地道にやっているのだ、そういうことをやはり町の皆さんに知っていただいて、それでエコすまいる・ゆざだけではなくて、エコすまいる・ゆざを軸としてその活動をより広げる、そういう方向性をホームページ上で私はつくっていただきたいと思います。今気がついていないのだと思います。私言いましたので、是が非でもこれを反映をさせていただきたいと思っておりますけれども、課長、ご所見でございますでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

毎年度会員の皆さんがそろっての総会がございまして、その場でもこういうようなご意見ありましたということでご提案申し上げまして、ご検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ホームページ上にやっぱりこのパットをしていただきたいと思いますという、ホームページ上に。総会でこういう話があったというのは結構ですけども、やはり光を当てるには一番手取り早

く光当たるのかなと感じてございますので、このホームページ上でエコすまいる・ゆぎのコーナーをつかって、それで町内に発信をしていただきたい。町外から見ても、ああ、遊佐町というところはこういうことに力を入れているのだという宣伝にもなるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。所見いかがですか。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今現在のホームページのシステム、約10年前に導入したわけですがけれども、その当時私も選考に関わっておりまして、プロポーザルでということで選考して、なかなか決まったフォーマットの中でのシステムということで、当時は最初のフォーマットよりも中身で勝負だよねというようなことで選んだような気もしております。

中身の部分につきましては、やはり広報担当という立場から言えば、紙のゆぎ広報もあるわけですがけれども、ホームページも重要なものだと思っておりますので、そういった意識づけを、先ほど町長答弁にもありましたけれども、技術的な面とその広報の分と含めて検証していければと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） よろしくお願ひします。私の質問は終わります。ありがとうございます。

議 長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 連日、ウクライナに関する痛ましい状況が報道されております。この議会でも、町長はじめ多くの議員から発言がありました。私がウクライナについてまず思った、ウクライナと聞いて思い浮かべた言葉なのですが、それはチェルノーゼムという言葉でありました、チェルノーゼム。多分耳になじみがない言葉だと思いますけれども、実はこれ土の名前です。ウクライナというのは、雨が少ない気候状況もありまして、世界で最も肥沃な土壤があるとされております。チェルノーゼムと、またの名を土の皇帝と言われております。そういうこともありまして、ウクライナは小麦、ジャガイモをはじめとする一大農業国であります。今回の事態に際して多くの方が国内で避難、あるいは国外へ避難ということもあります。ひょっとしたら自分の農場を守るために動くことができない方もいるのかなというふうに思うところであります。いずれにせよ、専制主義、あるいは全体主義による侵攻というのは許されぬことだと思いますので、私からもそのことを冒頭申し上げたいと思っております。

では、中身に入ります。私から大きく2つお尋ねいたします。最初は、これからの水循環保全施策に関してお聞きします。去る1月25日、最高裁判所の判決が言い渡され、臂曲地区採石事業に係る一連の裁判

は終結を迎えました。このことは、町広報3月1日号をはじめとして大きく伝えられ、町民の多くが知るころだと思われまゝ。町として、町民としては、原告が出していた採石事業計画を、「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」で規制対象事業にすることの適法性が認められたことはもちろんのこととして、水循環保全条例そのものが憲法や採石法に抵触するものではないということが認められたことに大きな意味があると考えます。一方、原告であった事業者は、今回の裁判で対象となった場所以外にも依然として臂曲地区に広大な土地を所有しています。今後全く新たな採石計画が出されることは十分に考えられ、常に対策を講ずる必要があると考えます。また、臂曲地区に係る対応を万全にすると同時に、水循環の全体像を考えた場合、鳥海山の山頂から日本海まで町全体の水循環を捉える必要もあります。遊佐町は、鳥海山とともにありますが、私たちが鳥海山からの恩恵を受けるに当たって、保全という考え方が欠かせません。常に新しい知見に基づいて水循環保全施策を行い、健全な水循環を保っていく必要があります。これまでを踏まえ、今後町はどのように水循環保全施策を展開するお考えなのかお聞かせください。

次に、遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る法定協議会における町長の対応をお尋ねします。1月24日に第1回法定協議会が開催されましたが、出席した町長から5つの基本方針というものが示されました。この基本方針は、昨年12月議会の私の一般質問の場で初めて公式に出されたものだと思いますが、内容には判然としない部分があります。一般質問の際にも、この基本方針に関して少し私の考えを述べましたが、そのときは持ち時間の制約上、基本方針そのものをめぐりやり取りはしていないので、本日改めて取り上げることにいたしました。法定協議会において、町長は町の唯一の代表者であり、町長のメッセージの出し方いかんによって、町民の声が伝わるのか、あるいは伝わらないのか、それが大きく異なってくると思います。その意味で、この基本方針は極めて重要です。一方、先ほど触れたように、基本方針はもともと昨年12月に示されたものであり、12月議会一般質問のやり取りを基に考えると、基本方針に町民の声がどのように、あるいはどの程度反映されているのか不明です。これらにどのようなご所見をお持ちでしょうか。質問に対してかみ合う答弁を期待して壇上からの発言を終わります。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、午後一番の質問者であります5番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

臂曲地区の岩石採取裁判終結その後についてという質問でありました。私から見れば、本当長かったのだなという思いです。水循環保全審議会に基づく審議会を開催したときに、こんな条例をつくっても結局は業者には勝てないのだよねと言った当時の委員の方もいらっしゃいました。その中で、国による係争でもほとんど17連敗ですか、自治体は。そんな状況でありましたが、まさに職員が粘り強く、そしていろんな困難に打ち勝って条例を整え、そしてそれらが議会からも支持され、そしてそれらが訴えられたけれども、意思を持ってノーと言ったことについて国から認められたということは、本当にうれしい限りであります。臂曲地区の岩石採取に関する町の裁判、令和4年1月25日、最高裁判決をもって法律的には決着をしたわけでありました。遊佐町の健全な水循環を保全する条例が憲法違反ではないと司法に認められる結果となりました。実は、平成30年6月に行った岩石採取計画の不認可を求める署名運動の際には、小学生以上の町民の83.1%に当たる1万1,012筆の署名をいただくなど、日頃より水循環の保全に関する施策にご理解、ご協力を承りましたこと、町民の皆様深く感謝を申し上げます。

さて、岩石採取については、裁判で決着を見て一つの節目とはなりましたが、事業者は大変な広大な面積の土地を持っているわけですから、そして仙台高裁の和解協議においても、土地を売ってもらえないかという交渉を行いました。最初の提示が8億円、2回目の提示が4億円、とんでもない金額で、話にならないから潔く裁判を受け、判決をいただきましょうという形が仙台高裁の判決になったわけで、大體裁判でその土地の面積の補償費が2億3000万円という金額が出たわけですから、その中から見れば479万円がしという金額については、ああ、妥当なものなのかなという思いもありますし、だけれども、貴重な財源を、町の財源を支出しなければならないということは、非常にやっぱり苦しいなと思いをしているところでもあります。今後新たな採石計画が出される可能性もあるわけで、完全決着には至っておりませんが、新たな採石計画が提出された場合、条例に基づく判断、しっかりと手順を踏みながら行ってまいりたいと思っています。

科学的知見の充実に努める必要があるものだと思いますが、地下水脈の全容を解明することは、鳥海山フォーラム等の会議を開きましたが、技術的には困難であることから、町では採石場周辺の湧水や臂曲地区を流れる横堰の調査を行い、季節的な変化及び経年による変化に注視しているところでもあります。調査は、公害等調整委員会で裁定中である県と調査方向や場所、頻度について協議しながら実施しているもので、これらは単年で十分な成果を得ることは難しいことから、継続して調査を実施していく考えであります。採石場の保全、緑化につきましては、認可を受けた事業者が緑化義務を担っておりますが、現時点では十分な植林がなされているとは言えず、大規模災害や大雨による土砂崩れ、採石場外への土砂の流出等が危惧されます。緑化に当たっては植林する木の種類、盛り土する土の種類によっては、周囲の生態系に影響を及ぼす可能性も考えられます。緑化の早期実現を求める一方、緑化の実施方法に関する協議の場を設けることを県に求めていきたいと考えております。

2番目の質問でありました。洋上風力発電の法定協議会で示した5つの基本方針に関する質問ありましたが、これについては、さきの12月議会の一般質問でお答えをしております。基本的な方針どうなのだとありましたが、9月の新過疎法に基づく持続的な地域、過疎地域の発展に関する計画を遊佐町議会が了解していただいた後、私はやっぱり町の議会にも基本方針なるものを示しております。そして、その後自らの後援会、なかなか議員の皆さんは今後援会となると開けないのでしょうかけれども、私の後援会は年度年前に、12月に総会に代わる役員会を開催し、それら等の議論でこの方向で進めたいのですが、いかがでしょうかという役員会には諮っております。私は、やっぱり自らの後援会、いろんな形、それから遊佐の区長会からもお話をせいということがありましたし、野沢の老人クラブ、俺たちの山はどうして守ってくれるのだという質問がありましたので、それら等について説明しましたし、実は先日吹浦地区の区長会からも、いろいろ話してほしいということがありましたので、それらの基本方針等については、既に述べさせております。あらゆる機会を捉えながら、町民の皆さんに説明をしていくということは、それは必要なことでしょうし、そして議員の判断が一個人だけでなく、広く後援会の皆さんの意見を聞きながらまとめていくということを重ねれば、それはそれなりに行き過ぎはちゃんと後援会自体がチェックしてくれるものだと私は確信をしております。

山形県が進める洋上風力発電促進導入に取り組む背景には、再生可能エネルギーの主力電源化による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略

があり、豊かに賦存する自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発を促進、地域導入を進め、エネルギーの安定確保を目指すというエネルギー政策に基づくものであると考えております。遊佐町沖の洋上風力発電事業については、昨年9月13日に国土交通省、経済産業省両省により「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律」の位置づけが、一昨年の「一定の準備段階に進んでいる区域」から「有望な区域」に選定されたところであります。これを受けて、1月24日に第1回目の法定協議会が遊楽里を会場にオンラインで開催されました。私が町の代表として初めて法定協議会に出席するに当たり、私はやっぱり環境審議会、これまでずっとずっと事あるごとに洋上風力の配慮書とか、事業者からの要望が来たときに、遊佐町では環境審議会にそのたびごとに諮っておりましたが、それらをやっぱり諮問する必要があるであろうという形で町の法定協議会にお諮りをいたささせていただきました。その中で意見は、5つの基本方針には一つも不足することもないし、付け加えることもない。それをしっかり主張してきなさいというのが環境審議会のお答えでありましたので、私はそれらに基づいて国、県、事業者にはやっぱり町民に寄り添って行動してほしいという意見を申し述べる機会ができたということは、非常にありがたいものだと思っております。法定協議会では国や県、町、そして県漁協など12委員が参加し、開催され、意見や質疑の時間において地域漁業との協調・共生についてや、漁業への影響懸念があることから、サケなどの遡河性魚種の調査お願い等、今後も丁寧な協議をしていただきたいとの意見が出されております。

また、町の方針としては、環境審議会において承認いただきましたが、実は9月の過疎地域の自立促進計画、持続的な過疎計画の中では国、県、事業者には丁寧な説明を求めるという遊佐町議会としての承認したことについて、それらについても県にしっかりと申し述べさせていただき、予防管理原則の徹底、協定の締結及び住民への丁寧な説明など「基本方針」について申し述べさせていただいたところであります。法定協議会の先進地の事例では、約半年間に3回程度開催し、意見を取りまとめておりますが、遊佐沖については開催回数、期間にこだわることなく議論していくことを確認しております。

なお、議論が決まって事業者が選定してからも、法定協議会はしっかり続いていくのだという確認も行われております。事業者も入れても、やっぱりこのような要望等はしっかり議論していきましょうねということを既に法定協議会では了解をしているところであります。今後ともあらゆる機会を通し、町民の疑問、不安が解消されるよう説明会の開催等山形県や国、事業者に求めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 最初に、水循環保全についてお伺いいたします。

このテーマについては、私が議員になって以来その一般質問、あるいはそれ以外予算、決算審査の場で折に触れてしつこく、しつこく発言を続けてまいりました。あと、自分なりに考えたこともありますし、私なりのついでで専門家と言われる方のアドバイスも受けてまいりました。その結果ですけれども、今回の裁判確かに一区切りということではありますが、その水循環保全の全体像、それから今後考えた場合にやはりこれは手放しで、無条件で喜べるものではないというふうには思います。その上で、担当である企画課長にお伺いいたします。まず、特に今後を考えた場合ですけれども、専門家との連携というのを確認したいのですが、3月1日のゆぎ広報に裁判に関する特集記事が載りました。その中に、関係者のインタビュー

一というのがありまして、たしか5人ぐらいの方がコメント載せていたのですけれども、その中の顔ぶれを見てふと思ったのが、例えばその条例、遊佐町の水循環条例をつくるときにお世話になった環境法の専門の先生だとか、あるいは裁判の証拠となるデータ、それを作るのに尽力してくれた水文学の先生だとか、同位体関係の先生方のコメントがなかったというのが私としてはちょっとかなりひっかかりを感じました。そこら辺、どうしてそういう方のコメントも含めて幅広く関係者の声が載らなかったのかなと思ったのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 広報を作成するに当たって、紙面が限られているということもございます。当初2ページの特集ということで予定していたのですけれども、足りないところで4ページに拡大しての作成となったわけですけれども、その辺落ちてしまったことについては、本来であれば載せればよかったのかなという気もしております。ただ、御礼の連絡等は個別にさせていただきますいております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 限られた紙面であれば、なおさら載せるべき人の声は載せるべきだというふうには思います。御礼のご連絡をするのは当然のこととして、実際今後ともご協力をいただけるのかという部分について確認をしたいのですけれども、そこら辺についてはどのようなお話になっているか、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 個別に確認はいたしておりませんが、これまでどおりの関係でいけるのかなと思っております。

ただ、今現在公害等調整委員会のほうでの審議が続いておりますので、今現在というか、これからについてもそこをまずそこが終わるまでは中心に連絡、協力していただけるような体制を取っていきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今公調委の話がありましたけれども、公調委というのは、あくまでもメインは町ではなくて県なのです。当然県の公調委の対応というのが非常に重要なことではありますが、それはそれとして、町としては町の中での対応がやっぱり重要になるのです。ですので、公調委は当然ですけれども、今後町の対応にしっかり協力をいただけるような向き合い方がやはりすべきかなというふうに思います。この話は、非常にシビアな話です。町のほうが独自の思いを持ったとしても、それは人対人ですので、意気を感じてやってくださるかどうかということやはり実際問題ありますので、そこら辺は本当に真剣に向き合っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、企画課長にお聞きしますけれども、これは何回も言われていますけれども、平成24年12月の鳥海山フォーラムでの水脈調査の結果発表、その結果が今回の裁判証拠の一つの柱になっているというふうに思われます。これも、町長答弁にもありましており、認識共通するところだと思っております。今後別個の再生計画が持ち上がるかもしれないというところでもあります。そうした場合、もう仮の話であ

りますけれども、そうしたときにはどういふことが必要になるかということ、例えば採石計画を規制対象事業にする必要があるというふうに考えたときに、それはただ規制対象事業にしますよということでは通りませんと思うのです。これこれこういう理由があるから規制対象事業にしますよといったことが必要ですけれども、そのときに臂曲地区の地下水脈の流れがこうなっていて、であるからにして、ここに採石をしてもらうと影響が出る可能性が考えられるというような理屈が一つやっぱり立てる必要があると思うのですけれども、そのときにそのデータに関しては、24年の12月に発表したことは結構なのですけれども、それからどういふふうに変わっていったかと。今現在こうなっていますよということを示さなければ、やはりデータとしては不十分だと思うのです。そういう意味で、これもこの場、今日だけではなくて今までもしつこく言ってきていますけれども、時間とともにどういふふうに変わってきているのか、あるいは変わってきていないのかということを確認する必要がありますので、そこら辺も調査に当たっては、先ほど申し上げたとおり専門家の力を借りると思うのですけれども、そもそも企画課でそういう変化についての調査をする必要性をお持ちなのかどうか、しつこいようですけれども、また改めてお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今現在継続している調査もごございます。その中で変化が見えてくるのかなと。実際にその変化を解明する調査ができれば一番いいわけですが、何を調べればいいのかというあたりも専門の先生と協議しながら、調べた結果何も使えないデータということでは駄目というか、そういったことで後戻りもできませんので、議員おっしゃるとおり最新の知見というあたり情報収集しながら調査のほうは続けていきたい。特に新しい調査につきましては、予算等の関係もごございますけれども、情報収集、今現在情報交換の先生等ともやり取りしながら決めていければと思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そうなると、なおのことやっぱり専門家の力をしっかり借りる必要があるかなというふうに思います。これも、釈迦に説法で大変申し訳ないのですけれども、今回の裁判で勝てたという原因は幾つかいっぱいあるのでしょうかけれども、当然弁護士の方が頑張ってくれたということと同時に、その証拠、資料が充実しているということだと思います。片一方がしっかりしていたとしても、片一方が十分でなければ両輪となって勝てなかったと思います。幾ら弁護士の方が優秀でも、やっぱりそれは得意分野、そうではない分野がありますので、それぞれ補っていく必要があります。ですので、やっぱり専門性ということにおいては、当然同等に見ていただく必要があるかなと思います。

年度が間もなく替わるわけですので、新しい年度ということで一区切りあるわけですが、これもこれまでしつこく言ってきたことではありますが、水循環保全条例を生かしてくださいということは、これもしつこく申し上げてきております。水循環保全条例というのは、裁判のときのようないわゆる紛争に対応するだけの話ではなくて、平時においてもこれは生かせる条例になっているはずで、具体的には、水循環保全遺産を制定してこれからの水循環みんなで考えていこうということもありませんし、そのほかいろいろあるわけでありまして、というのは、水循環保全条例を活用してくださいということを申し上げていたときに、ではそのとき執行部からどういふ反応があったかということ、これまでは裁判事務で忙しいので、できませんでしたと。手が回りませんという返事があったと思います。ただ、今回裁判が終わりまし

たので、そのようなことはなくなったと思います。これから新たな年度を迎えるに当たって、水循環保全条例をどのように生かしていくお考えなのかをお知らせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 最高裁の判決が終わった後に水循環保全審議会の皆さんにお集まりいただいて、結果の報告、御礼をしたところでございます。その中の最後の場面ですけれども、こちらからその水循環遺産の指定に向けた要綱の準備等次回以降していきたいということでお話をさせていただきました。

また、水循環保全計画でした、当初条例つくったときにつくられた計画もございますけれども、そういったものの見直しも含めて対応できればと思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今その企画課とは別の話でありますけれども、遊佐町史が執筆されております。どこまで書き込むことになるか分かりませんが、今回の裁判も遊佐の歴史における大きな出来事かと思っております。今後どのようなふう原告であった業者が動くか分かりませんが、ひょっとしたら何もなくてこのままいくかもしれない、可能性です。でも、そうなったとしても、やはり忘れてはならないのはこれまでの遊佐町、あるいは町民の人、あるいは生活クラブ生協の組合員の方にも力をもらってこれまでやってきたという、吉出山、臂曲地区岩石採取をめぐる取組というのは、これやっぱり風化させてはいけないというふうに思います。遊佐町は鳥海山とともにある町ですので、これは記録は記録としてやっぱり何らかの形で取って、風化させず伝えていくという必要もあるかなと思いますので、そういうことも併せていただければありがたいかなと思うところであります。この件は、水循環保全に関してはこれからもおいおい申し上げてまいります、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、洋上風力発電についてお伺ひいたします。これは、5つの基本方針ということでありますけれども、担当課より多分町長に聞いたほうが一番お分かりになると思いますので、ちょっと細かくなりますけれども、町長に聞きたいと思ひます。先ほど後援会の役員会にお話ししたという話がありました。確かにそれはいいのでしょうかけれども、町長選挙に出るとか出ないとかという話であれば、後援会の役員に諮って決めてくださってもいいのでしょうかけれども、こういうことを後援会の役員で決めたから、もちろんほかの人にもしゃべったのでしょうかけれども、後援会の役員に話したからいいのでしょうかという言い方は、私はないのかなと思ひます。

かいつまんでですけれども、各論について確認をしたいと思ひます。5つのうち1つ目が風車の騒音、影の影響など様々な課題をクリアするための風車の設置基準（ガイドライン）の作成と公開を県に求めたいというふうになっておりますけれども、ということは、これは県に求めるということは作成主体は県になるわけですが、この文言で言えば。となると、その町民の声というのはどういうふうに届くと理解すればいいのでしょうか。町長お願ひします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は山形県では、これまで4年間いわゆる洋上風力導入に関する遊佐部会、そして町民説明会を町の要請に基づいて町内でそれぞれ行っております。そして、遊佐部会の発言等は、それは当然私にも届いております。やっぱり遊佐部会で発言したこと、私はその部会の皆さんにはもう自由闊達な議論を、意見を申し述べてください。それは、あなたたちの選ばれて洋上風力の遊佐部会に参画した

皆さんですから、それなりに地域の代表とか、漁業者の代表で出た方からは、いろんな意見を自分たちの意見、見方でいいですから申し述べてくださいということをお願ひしてまいりました。私は、それを承るほうでずっと来ていましたが、やっぱりそれ今までの意見をしっかり受け止めてから私の発言があるものだと思っておりますし、また環境審議会は、事あるごとにその配慮書から、準備書から毎回毎回いろんな意見を県に対して申し述べてもらっています。非常に細かく意見を言ってもらっているのですが、その意見に対して県からも非常に丁寧に説明をここ4年間いただいています。それらについて、私は知らないということではできないわけです。環境審議会で意見を申し述べて県からいただいたこと、そして遊佐部会で町民の皆さんが、代表の皆さんが発言して、そしてそれに答えをいただいたこと、それら等はしっかり承って、その上で自分なりに基本方針を定めたということです。基本的な方針でありますので、あくまで中までまだ踏み込んだ話はやっておりません。

特に一番先に予防管理原則というのは言ったのは、前も申しました。水道が濁って、濁って町で毎回一般質問3人ぐらい水道やって濁ったときに、ちょうど熊本県の熊本市にお邪魔をしたら、井戸一本ずつ直していかないと駄目なのです。あらかじめ防ぐという精神でやらないと駄目なのです。熊本市の水道局から教えていただきました。それまで遊佐町では、予防管理という意識が全くありませんでした。あらかじめ防ぐ、その方針をやっぱりしっかり大事にしていくのが1番目であります。2番目として、設置する基準等、やっぱりこれについては国の管理する、県の管理するエリアですから、県から設定していただきたいものだなと思っております。なぜならば、確かに陸上は遊佐町208.39平方キロですか、これについては遊佐町の管理区域で、町が管理するわけですがけれども、海に関してはイルカが波打ち際に死んで打ち上げられても、処理する権限は町にはございません。また、北朝鮮の木造船等が届いたときも、それについてもやっぱり県から触らないでくれとまず最初に言われます。それは、防疫的防疫、いわゆる細菌とかがついては大変だからという形で県のほうからしっかりと対処していただいています。それらと遊佐町の行政の届く範囲ということはあるのでしょうから、県が管理するものについては県から設定を求めていくというのは、これは民主主義のルールの一歩だと思います。遊佐町長が県に対してあせい、こうせいということ、議会議員もいらっしゃるわけですから、それは私はできないのだと思っておりますので、県に対してお願いするときは、県議の先生と一緒に同行をお願いしながら要望していくという形。法定協議会では、山形県知事と遊佐町長は意見を申し述べるができるという形で参加はさせていただいていますが、基本的な線はあとは協定、やっぱりリスクは最小化しましょう。最小化するためには、経済的リスクは漁業者にあるのです。内水面にあるのです。だけれども、環境的な面については、いよいよなると地域に来ます。これは、地域にとってはリスクの最小化を求めていくというのはそれ当然のことだろうと思っております。あと、町の議会が議決した丁寧な説明を求める、それは当然のことだと思っておりますし、だけれども、カーボンニュートラルについては国の施策、やっぱり衆参両院の一致決議は非常に重いものとしか受け取らざるを得ないという形であります。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 簡潔にお願いしたいのですけれども、今回今は各論を聞いていますので、ピンポイントでお答えいただければありがたいと思います。

次に、その基本方針の3つ目です。今こう書いてあります。あらかじめ防ぐという考えの下、予防管理原則の徹底を公募選定事業者に求めたいとあります。予防管理原則という話は、午前中の佐藤光保議員のときにも触れていましたし、たった今の町長答弁のときにも触れて出たのですが、ただその水道水の濁りという話、全くこれ関係ないと思うのです。例え話としては、ちょっとこれは違うかなと思います。あくまでも、洋上風力発電について話をしていますので、今回の洋上風力発電においてあらかじめ防ぐという考えの下、予防管理原則の徹底を公募選定事業者に求めたいという中に、この文脈において一番やっぱり分からないのは、予防管理原則の徹底というところなのです。これ具体的にどういうことを想定しているのでしょうか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 先ほど齋藤議員が1問目で質問がありました。臂曲の岩石採取について、8.9ヘクタール当該事業者から説明あったとき、胴腹協はノーと言ったのです、最初。そして、町も、行政として適当でないというふうに庄内総合支庁に答えを出しています。ところが、裁判に訴えますよと言われてから2か月ぐらいで町は適当に対処されたいということを出山形県に申入れをしています。その次の日に認可が下されております。行政として、あらかじめ防ぐという姿勢が欠けていた、それまでの行政の欠けていた分を何とか私の任期ではやっぱりあらかじめ防ぐという気持ちを前面に押ししていきたいな、そんな思いであります。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 全く中身が分からないのです。今おっしゃっていただいたのは、前任者の方のときの話ではないですか。しかも、水循環ということであれば、ひょっとしたら関係あるのかもしれないけれども、でもこの洋上風力発電に関しての議論としてはちょっとどうかなというふうに私は思います。やっぱりこの辺は、確かに細かいことは決まっていませんというふうに町長おっしゃいましたけれども、せっかく町民の方、私この議会を、この場を通してですけれども、町民の方に町長として予防管理原則というふうに考えているのかを伝える場であると私思いますので、そこでやっぱり大昔の話をするのはどうかなというふうに思います。

ちょっと時間ないので、次へ参りますけれども、5つの方針の4番目に、議会より議決をいただいた過疎地域持続的発展計画にある住民への丁寧な説明を国、県、公募参加意向のある事業者に求めたいというふうにあります。分からないのが、何でわざわざこれ引っ張ってくる必要があるのかなということなのです。確かに昨年9月議会でこれ全会一致だと思いますけれども、可決された案件であります。別にこれ引っ張ってこなくても、住民に、町民に説明してくださいというのは言えるはずなのですけれども、これを殊さら引っ張ってくる理由はどう考えても分からないのですけれども、それはどういう理由です。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、9月13日に有望な区域の選定があったということが伝えられておりました。ちょうど9月定例会の期間中でありました。実は、新過疎法の計画議会が議決していただいたのは9月17日です。僅か4日前のことです。質疑、討論なしで議会は了解したのです。新過疎法については、何も質疑、討論なしで認めてくれたということです。だけれども、議案については、議会が始まる1週間以上前から出ていたということは、最低3週間以上前から公表していたということです、洋上風力については、その

とき何も質問しなかったではないですか。それで、議決してから後で慌てるではないですか。そういう行政では、議会としては困るなど私は思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私は、その過疎地域持続的発展計画そのものに問題があるということを一切申し上げているのではないのです。この中には、確かに本当その僅か60ページのところですけれども、町民、地域住民に対する説明の話があります。ですので、それは別にいいのです。当然の話なのです。だけれども、別にその持続的発展計画に基づかなくても県に対して、あるいは事業者に対して町民に説明していただきということとは言えるのではないですか。だけれども、何でわざわざ、しかも議会から議決をもらったみたいなのを書いて載せてくるのか分からなかったの、聞いたのです。ですので、そこら辺は私の意図はそういうことだということで、今さら議論を蒸し返して持続的発展計画について文句つけているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

あと5つ目のところ、遊佐町においても持続可能な未来づくりと地球温暖化防止に向け、カーボンニュートルの宣言をしていきたいと考えておりますということで、このことは昨日7番議員とのやり取りの中で出てきました。私の12月議会での発言も紹介していただきましたけれども、確かに私は12月議会これに対して別にやってもやらなくてもいいと言いました。その理由というのは、今求められていることは何かということに関して考えた場合、やっぱり具体的な行動計画であって、質実な世の中に社会を変えていくことではないかと思ったからなのです。理念だけにとどまって、そのお題目を唱えてそれで満足するようなことであれば、やらなくてもやっても変わらないという趣旨であります。昨日カーボンニュートラルに関してはやり取りがあったわけですが、私もちょっと理解が不十分でありますので、なおもう一度申し訳ないですが、この基本方針の5つ目のことに即して、カーボンニュートラル宣言、町長のおっしゃるその宣言には炭素が具体的にどういふふう減っていくと。そういう行動がどういふふうに伴うかということをちょっと具体的に、カーボンニュートラル宣言のこの文脈の中でお示しいただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） カーボンニュートラル宣言、非常に多くの自治体がもう既ににぎにぎしく宣言をする首長がニュースになったりしているのは、私も見ておいていますが、実際中身どうなのかといったときに、ではどうやってその道筋を探っていくのか、たどっていくのかということについては、ほとんどまだ具体的なことが示されていないということが国内の現状であることは間違いないと思っております。私は今の時代、やっぱり若い人たち、次の世代の人たち、特に私はよく言うのですけれども、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん、かつ高校生が地球はあなたたちだけのものではない。将来私たちのものになるのだ。カーボンニュートラル、いわゆるカーボンゼロをやっぱり目指していかないと気温の上昇は抑制できないということが非常に発信して、COP26では日本は、ロンドンですか、イギリスでやったときに、なかなか消極的だというふうに言われたことがありましたが、私から見ればでは我が町では事これ新春座談会でのお話だったのです、環境自治体研究所の理事長の小澤さん。やっぱり見える化をしっかりと、数値を出していこうではないかということでもあります。なぜならば、我が町では208.39平方キロの面積がありますが、その中で田んぼがほぼ3,000ヘクタール、農用地としては3,990ヘクタールに上っています。遊

佐町の全体面積の19.1%、そして森林、山林については1万3,856ヘクタール、何と町の66.5%が山林であります。農用地と山林を合わせると85.86%、どれだけCO₂を吸収しながらやっぱり酸素を出しているのだろう。これら等やっぱりまず今あることをしっかり明示しようではないか。そして、見える化して、それについてでは今度目標を掲げながらやっぱりいく必要があるのだと思っています。

確かに木質バイオマス発電所が今工事中であります、木質バイオマス発電については木を植えなければ、ただ輸入してきただけではカーボンニュートラルにはならないという話も伺っております。町としても、やっぱり木を植えるということについてももっとも町全体で推奨しながら、そしてやっぱり緑の保全を、これは生活クラブ生協と地域の公共、将来にわたる共同宣言した団体ですから、それら等含めて一緒に行動していきたいなど。それら目標を出さずに、ただカーボンニュートラル宣言しただけでは、多分絵に描いた餅を永遠に追っている状況になるのか。それらがしっかり数値化してなったときに、節約するもの、だけれども、3,000ヘクタールの田んぼ実は油なしで耕せと言っても無理なのです。それから、除雪もあります、ドーザーも、そしてマイカーも。それら化石燃料をゼロにはできないのは、それは分かっていますが、では化石燃料を少なくするための手だてというのは、総合交流促進施設今大変なもう油の高騰で悩んでいます。ですから、再生可能エネルギー、赤塚議員からは木質バイオマス等も含めて導入すべきではないかと言われていました。また、実は木質バイオマスの発電所にJA庄内みどりは既にもみ殻を燃やすことができないのかということをお聞きしているという情報も伺っております。農業の生み出すなかなか処理し切れないものについて、やっぱり焼却という手段で地域のもをエネルギー化することができれば、それはそれは大きな役割を担っていただけるものだと思いますので、CO₂排出ゼロは難しいけれども、物によってはカーボンゼロにチャレンジをしながら、それら等のニュートラルまで行き着く手だてをしっかりと環境基本計画等で示すことができればと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私も、農業者としてその軽油を使うたびに罪悪感を覚えます。どうやったら減らせるかなということで、例えば回転数を落としたり、あるいは耕す深さを浅くしたりとか、いろいろ工夫はしているわけではありますが、あと町長がおっしゃいましたその木を植えると。森を大事にするということは、私もそこは同意いたしますので、やはりそういうことを一つ一つ積み重ねていくということは非常に大事かなというふうに思います。

あと、時間が少なくなってまいりましたが、先ほど町長の答弁の中で、いいフレーズがありました。町民に寄り添ってというフレーズがあったのですけれども、今その洋上風力発電については、町内様々な意見があります。部分的にかもしませんが、いわゆるその意見対立がちょっと深まっているという部分を見受けることが私としてはあります。そうした中で、町長の役割の一つとしては、町民の意見を割れることのないよう、この洋上風力発電によって町が、町民の気持ちが悪くなることないよううまくまとめるということも大事な役割かと思えます。そうしたところでお聞きしたいのですけれども、1月21日なのですが、臨時会のあった日ですけれども、遊佐町沖洋上風力発電を考える会の、その当時準備会の方が役場にいらして要望書を提出されました。準備会の方は、町長に要望書を受け取ってほしいというふうにおっしゃっていたようですけれども、町長お会いにならなかったというふうに報道されております。これ町民の声を

聞く貴重な一つの機会だったと思うわけですが、なぜ町長はお会いにならなかったのですか。臨時会の前でありましたけれども、お会いして要望書を受け取るというぐらいの時間はあったでしょうし、応接室でやり取りをしているので、壁一枚隔てた町長室に町長いらっしやったと思うのです。そういう状況でじっと座っていてやり過ごすというのは何か変な気がしますけれども、それはどういう経緯で町長、受け取らなかったのですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 行政で総務課長と実はしっかり必要な話を聞く機会が、ちょうど第4会議室を会場にして総務課長と話を聞いておりました。その時間が入ってきましたので、応接室には地域生活課長から出向いていただいたということになります。私は、終わってから町長室に戻ったら、いや、まだまだマスクの方がいっぱいいらっしやったので、そんなに長い間渡す機会があったのということでびっくりしたところであります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私も、町長の行動を一々見ているわけでありませぬので、どのようにその瞬間どの場所にいらっしやったか分かりませんが、ただ私であれば時間は工面してお会いするなというふうに思いました。こういうこと一つ一つの積み重ねでやはり町民の意見を吸収する、あるいは先ほど申し上げたとおり町民の意見が分断ということにならないように努めるということになると思いますので、今後町民の方からお話がしたいということがあったらぜひ、それは本当喜んで受けるべきだと思うのです。ぜひお話を聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

地域生活課長に、非常に実務的なことをお聞きしますけれども、法定協議会の次の開催日の情報というのはありますか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

第1回目につきましては、先ほど町長答弁ございましたけれども、1月24日、遊楽里を会場に実施されてございます。第2回目ということで予定はなされると思っておりますけれども、今現在県のほうから2回目の開催予定の情報は入ってございません。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 遊佐町議会でも特別委員会を設けております。正直言って非常に悩みながら手探りで進めております。私の仕切りが悪いのか、端から見たらなかなか進んでいないように見えるかと思われましても、先日県の環境エネルギー部にお邪魔しまして意見交換をしてきました。当然町は町でパイプがあるでしょうし、議会は議会でやはりこれからも県と必要な情報交換をしていくという話をしてきたところでもあります。やはり実際話をしないと分からない部分があります。確かに説明会等は大事でありますけれども、一方で個別に話を詰める必要も出てくるかもしれません。ぜひそこら辺は、町長も多分知事にパイプがあると思っておりますので、そこら辺も使いながら、町民の声を広く酌み取っていただきたいと思っております。

岩石もそうなのですが、電気も必要なのです。誰しものが舗装道路を歩いてこの役場に來ています

ので、その下に敷いてある碎石は要するに岩山から、どこかから取ってきているわけです。今回吉出の採石で問題になったと私思うのは、石は必要なだけけれども、でも取る場所を考えてくださいということだと思うのです。あそこから取ってしまうと地下水脈に影響が出る可能性があるのです、予防原則の上において、あそこから取るのはやめてくださいという話だと思うのです。石を全部取るなどということになれば、我々の生活自体を否定することになりますので、そう考えればそこは電気も一緒です。だけれども、当然電気は必要なのです。だけれども、ではどこでもいいから立てられるところに風車立てていいかということもないという中で様々な意見がありますので、そこら辺は幅広く町民の声を聞いて、町民が会いたいと言ったらぜひ会っていただいて、町民の中に入って意見を聞いていただきたいと思います。

最後に、次回の法定協議会の認定は決まっていないと。まだ出ないという話でありましたが、確認的に聞きします。本日の議論を踏まえて、次回開かれる法定協議会に町長はどのような姿勢で臨むのかお聞きして私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 次回どのようにして臨むのかという質問でありましたが、私は基本的なことは1回目で申し述べさせていただきました。2回目につきましては、それぞれ個々の距離とか、設置基準とか、協定の中身とか、具体的な漁業の共生のやり方とか、そういう個々のものについて2回目、3回目と漁業者と意見求めながら、また環境審議会に諮りながら考えていこうかなと思っているところです。

やっぱり町民の意見に寄り添うということもありますが、1つ私は議会議員のときに、北海道の利尻岳の利尻町に研修に行った思い出があります。利尻町、離島なため採石はどうしてもそれが必要だと言っていました。事業者は、利尻岳からは景観を破壊するような取り方は駄目だということについて、いや、事業が成り立たないということで撤退を受けたやに伺っておりました。そのとき利尻町としては、町として港湾等必要最低限のものは地元で調達しなければならないという判断の下に、町が第三セクターを起こして、そしてしっかりと町民に諮りながらそれらの行為を行ったという話も伺っております。そんな形で、全ての事業を遊佐町の健全な水循環を保全する条例は規制しているわけではございません。それら等しっかりと条例に基づいた行動を今後もしていく、このように思っております。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 先ほど5番議員も、連日報道されるロシアによるウクライナ侵攻のお話が冒頭にございました。私も直近の問題として、これから燃料なり、いわゆる食料品、特に小麦粉などが暴騰するのではないかという恐怖におののいておりますので、何とかこれから春作業に入るわけですがけれども、転作田に菜種を植えて、菜種油でトラクター動かせないかなというふうにとくらんでいるところでございます。権力者のちょっとした都合でいわゆる弱い人間たち、女性や子供たちの命や生活が脅かされることは反対でありますので、これからこの場から権力者に声が届くかどうか分かりませんが、ぜひ戦争は終息していただきたいというふうに思います。

では、一般質問に入りたいと思います。新庁舎を使い始めて半年以上が経過いたしました。玄関入り口の階段が見えにくいなど、設計施工上の不具合も住民のほうから指摘されてきました。ところで、成果物

としての新庁舎はどう評価されておりますでしょうか。庁舎建設の予算承認を前に、2つの常任委員会で事前に先進地調査の視察をさせていただき、その報告を基に議会としての要望書も提出してきたところで、その内容はいかに反映されてきたのか、興味のあるところです。何より、毎日の業務で使用している職員の皆さんの声をお聞きしたいものです。それは、おいおいこの後お聞きするとして、建設成果物の受渡しに当たって、完成された庁舎の評価を行ったことと思いますので、お聞かせ願います。

さて、庁舎の完成の後に、防災倉庫や車庫も建設されましたが、今後どのような追加工事を予定されているのか。防災倉庫として建設された施設を占領する一般収蔵物はどうされるかについてお聞きしたいというふうに思います。

また、新庁舎への誘導サインはどうお考えかということについてもお聞きしたいと思います。新庁舎は、平家であることから、町外からの訪問者にとっては目印になるものがないとともに、誘導看板がないことから訪問者にとってはたどり着くことができないと聞いております。今後どう対処されるかお聞きして壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、9番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

新庁舎の完成評価はという質問でありました。実は、庁舎の改築事業については、いまだ全て完了しているわけではありません。そして、竣工に伴う式典は行いましたが、祝賀会や感謝を表すセレモニー等は、まだ行われておりません。果たして庁舎がオープンしてから1年までの間の今年の8月末まで行うことができるのか。コロナウイルス感染症の拡大により自粛、自粛、自粛という形がありますので、まだ見通しは立っていないところであります。また、改築に係る検討委員会への皆様への報告も、まだ実施していないのが現状であります。コロナ禍というのでしょうか、総括についても多少の時間をいただきたいと思っています。

新庁舎の評価・追加工事についてのご質問でありました。この新庁舎がその愛称を「遊メリ」と名づけられ、開庁したのが8月30日でしたので、ちょうど半年が経過したことになります。ちなみに、遊メリとはフランス語の遊佐の駅という形を示すのだと思っておりますが、ゆめりあとというのが実は新庄にありまして、まさに新しい新庄駅がそのゆめりあとという非常に近い名前で愛称をつけられているということを出したところであります。ちょうど8月30で半年ちょっと経過したことになりますが、初めての冬を迎え、今年は特に大雪にも見舞われたことから、庁舎の除雪が心配されておりましたが、町の除雪を委託している町内事業者のご協力もあり、スムーズな除排雪ができましたこと、感謝を申し述べるものであります。

さて、この庁舎は、新しいまちの拠点として町民の役に立ち、親しまれる場・建物という基本的な考え方の下、来庁するお客様、そこで業務に当たる職員も含めて、便利で快適な環境を提供できていると評価しているところであります。新庁舎開庁後には、見学・視察団体として、県内の町村長研修、庄内地区議員研修会、朝日町議会、藤崎小学校3年生、吹浦小学校2年生など多くの方々が来町し、平家建てのワンフロアで分かりやすいという声が多く聞かれました。また、職員が来町者から聞いた声としては、「平家建てのワンフロアで分かりやすく、階段がなくてよい」、「きれいで開放的で雰囲気が明るくなった」という声がある一方、「玄関が東西2つあり、中に入るまで目的の課がどちらが近いかわからない」とか、「各係の場所が分かりにくい」という、「職員に声をかけづらい、職員に見られているようで緊張する」

という声もあったようであります。完成後の追加工事といたしましては、町民や職員からの要望を反映し、東西玄関階段の段差を見えやすくするため塗装工事や庁舎東側窓へのロールスクリーン追加設置工事、受付カウンターへの照明追加工事などを実施しました。今後予定している追加工事は、現在のところありませんが、町民や職員から新たな要望・意見があった場合は必要性を検討して対応いたします。これから何十年もわたって使う庁舎であり、この快適な環境を維持するため、庁舎内での飲食・清掃・節電などルールを定めてきれいに、丁寧に使ってまいりたいと考えております。

次に、防災倉庫についてのご質問にお答えします。防災倉庫は、庁舎東側用地に駐車場と車庫とともに整備されたもので、新庁舎が災害時に対策本部として機能するために必要な物品を収納する倉庫という役割を持ち、昨年11月末に完成いたしました。その後、今年2月に物品棚が設置され、3月中旬には新規購入する防災資機材・非常食が納入される予定であります。防災倉庫には、このほかに既存の災害対策・消防関連物品を収納し、残りのスペースには庁舎用小型除雪機や除雪用具など、その他の物品を収納いたします。

おしまいに、誘導看板についてのお尋ねでありました。確かに新庁舎は平家であるがゆえに、その位置が県道側から見えづらいということで、特に町内の地理に不安定なお客様にはご不便をおかけしたかと思っております。初めて来庁する方にも分かりやすいよう、今年度内に県道側に2か所設置いたしますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

また、現在進めている旧庁舎解体・駐車場整備工事で、防災センターの案内看板も併せて設置する予定であります。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、各論に入りたいというふうに思います。さきに総務課長にもお願いをしておりました。使っている職員の方々のいわゆる意見というものをぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

先ほどの町長答弁の中では、まだ完成検査等々は行っていないというか、時間を要するというお話でございました。9月議会では、恐らく決算でこの庁舎建設に関しても決算的な数字が出てくるはずですが、この質問に当たって、いわゆる全国的にはどういうものかなということでもちょっと調べてみましたところ、国土交通省の総括会議の中では、公共事業の品質確保のために完成検査を行いなさいというような内容の300ページにも上る図書が出てきて、その内容としては、いわゆる建設費支払給付のための検査、それから今後また建設されるためにやる業者の技術力を高めるための技術検査というようなことが定義づけられているようでございます。まだこれから検査等々総括を行うというような町長答弁でございましたので、今後の予定についてお願いしたいですし、9月のいわゆる決算総会までには、この新庁舎幾らかかったのかぐらいの表立てした数字は出てくるかと思っておりますので、ぜひご答弁いただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

まず、職員の庁舎に対する意見ということでありました。ちょっと一定程度取りまとめた結果あるということでは聞いておりますが、ちょっと手元にありませんので、どの職員がどのような評価をしたという

ことがはっきりしませんので、大変申し訳ありません、私の評価というか、それでご勘弁いただきたいと思います。まず第1に、この庁舎につきましては、平家建てということもありまして、見渡す限り見えるということは非常に大切でございまして、私の業務の範囲の中では本当に職員がすぐ見える。連絡体制がスムーズであるということだと思います。横のつながりという意味では、こんなにすばらしい庁舎はないかなと日々感じているところでございます。もちろんこの住環境につきましても、冷暖房等も前の庁舎と比較すれば格段の差がございまして、そういったことでは非常によろしい庁舎であるというふうに評価をしているところでございます。

続いて、検査の関係でございまして。この庁舎の建物については、たしか6月で完了しましたので、その直後に完成検査ということで行わせていただきました。庁舎の完成検査の評価については、良好であると評価をさせていただいております。

なお、その後、先ほど町長答弁にもございましたとおり防災倉庫、それから東側の駐車場、車庫、ここについては11月に完成しましたので、そのときに完成検査をさせていただきました。こちらのほうも良好であるというふうに評価をさせていただいているところでございます。

なお、防災センター側のほうの駐車場整備工事については、これはまだ工事が継続しておりまして、せんだって工期の延長と若干の増額について議決をいただいたところでございますが、3月31日の工期ということでございますので、その工期でもって完成を見た後、検査という予定でございまして。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 総務課長の個人的な感想も含めてということでございましたので、私も個人的な感想を含めさせていただきたいと思います。

一番に感じたのは、トイレの手洗いの水がしょぼいということで、何せこのコロナ禍の中にあつて、1分間に1リッターも出ないような手洗い水でいわゆる蔓延を防げるのかどうなのかということをお私には不安を覚えました。その辺どう思われますか、まずはそれだけ聞きます。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

確かに水はこれまでの蛇口と比べますとちょろ、ちょろ、ちょろという感じで出ておりました。他の方からもご指摘は受けることがございました。ただ、蔓延の話になりますと、アルコールの消毒等についても各所に配置をさせていただきますし、そういったものを使いながら防止をしていただければというふうに思っております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 小学校の頃から水で30秒以上水に流しなさいというのが我々の教育でございましたので、あのぐらいの水だと不安でトイレから出られませんので、ぜひ改善をお願いしたいというふうに思いますし、案外水場が少なく、議員控室もそのような、前もなかったわけですけれども……最初はあったのか。最初はあったのですけれども、やはり水場が遠いものですから、なかなかいわゆるそういう洗浄作業というのはできないのかなというふうに感じた次第です。何よりもかによりも、会議室が少ない、狭い。この会場であっても、いわゆる議場であっても、前だと窓があつて少し外も見えたりするものです。

から開放感もあって、ましてやちょっと隙間を開ければ換気もできるというようなことでしたので、ここはまるっきり閉鎖的で、換気扇は回っているので、換気はできているのだろうと思いますけれども、そのためにわざわざCO₂検知機を入れなければいけないような、そのような状態になっているのかというふうに思います。何せ会議をするにしても、会場が狭いというのがいわゆるできてこの庁舎に入って一番に思ったところです。

平成30年のまだこれから建てようというときには、町民の拠点として庁舎ということで議会から青森県、岩手県を中心とした視察の中で素晴らしい庁舎を見せてもらっての提言として、いわゆる町民が寄りやすいようなものを庁舎にしてほしいというような提言をしたところでございます。その中でも、やっぱりキッズコーナーであるとか、あるところでは子供たちが学校帰り、勉強の教え合いのスペースがあったりとか、そのようないわゆる町民が寄りやすいような庁舎であったらいいねというような提言をしたところでございました。その辺、確かに面積的には限られているわけですが、少しその庁内の空間というのは足りなかったのかなというふうに思います。その辺の改善点について、少し課長としての考えがあればお願いしたいところです。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

建物は、既にこのような形で建っておりますので、なかなか面積をこれ以上増やすということは容易ではないのかなということで考えております。それを前提としまして、それ以外の方法で何かしらそのスペースを有効に活用する手段があるのかなのか、こちらについては検討の余地はあるのかなというふうに思います。

町民が寄りやすいキッズコーナーとか、教え合いのスペースとかというお話もいただいたところでございますが、現在の庁舎の正面玄関、西玄関と東玄関の中間部分と申しますか、廊下部分、ロビーの部分と申しますか、そういったところにはそういったコーナーも一定程度設けたりしたところでございますので、何分開庁してまだ半年ということでありました。先ほど町長答弁の中でもございましたとおり、なかなか町民の方も不慣れということもありまして、どちらの玄関から入ったほうが早いのかなとか、ちょっとその目的の係が分かりづらいなというご意見もあったようなということで、答弁にもありましたとおり、もう少しやはり慣れていただくまで時間がかかるのかなということは考えております。

また、阿部議員におかれましては、使うごとにだんだん慣れてくるのかなということがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 先ほどの課長の答弁の中で、いわゆる完成直後の検査の中では良好というような評価がなされたということがございました。良好と言いながら、いわゆる階段が見えづらいということで、その後に恐らくペンキ塗りをしたのかというふうに思うのですが、階段については、大分何回も失敗してきた経緯があるのだろうと思います。例えば遊佐駅のあの階段もかなり見えにくいし、滑りやすく、いわゆるけがをされた方もいらしたというふうに聞いております。この庁舎のいわゆるペンキを塗る前の状態も、そんな感じがもう見え見えでして、本当に上から見ると見えにくくて、階段の踏み幅が分からないような状態でしたので、ペンキを塗ったことでやっと見分けがつくようになったわけですが、

とはいえ既にクラックが発生しておりまして、この後そのまま、いわゆる滑り止めなしにあのまま持っていけるのかどうかというのも、少し改善の余地があるのかなというふうに思います。

今の答弁の中で、いわゆる建物はこのようにできてしまったというよりも、このような完成を見たので、中でこれからの改善というのはなかなか難しいであろうというようなお話がございました。逆に、外を使ってのいわゆる庁舎周辺のアメニティーというのですか、環境整備のほうにも力入れたほうがいいのではないかなというふうに思います。東京は、いわゆるコンクリートのまちというふうに言われますけれども、実際いろんなお天気映像なんか見ると、緑がとても多い。それは、皇居があるからだったり、それから上野山の公園があったりとかと、そういうことで東京は割と緑が多いというふうな印象を受けます。実際今新しい庁舎の前に、新しいまた若者向けの住宅等々建設もされていますけれども、ここに庁舎を新設するときでも、周辺の住民の方々からは、二階建ては窓からのぞかれるようで嫌だから一階に下さいというような声があったかと思っております。いわゆる新庁舎の周りには緑を設置して、ある程度生活空間とすみ分けをするのだというような最初のコンセプトがあったと思えますけれども、今後周辺整備についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

先ほどの町長答弁の繰り返しになろうかと思いますが、現時点で今後予定している追加工事はないということであります。ただ、町民や職員から新たな要望、ご意見等があった場合は、必要性を検討して対応しますということですので、今後そのようなただいまお聞きしたご意見等も含めていろいろご意見があれば、またこれから後に対応していく可能性はあるということですので理解しております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 周辺の緑化についての答弁がなかったように思います。ついでですから申し上げますけれども、いわゆる防災資機材に関しては、1か所に集中するものではなくて、避難所と指定されているところは、例えば地震であれば今の各小学校であったり、中学校であったり、体育館であったりという、あと山間部に行けばしらい自然館であったりということで、いろいろなところに分散して本当は災害物資というのは取っておくべきというのがやっぱり理想だというふうに思いますので、その辺の考え方もぜひ今後取り入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回のテーマでありますその庁舎周りということでいけば、今回整備をしました防災倉庫につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、役場が非常事態のときのその災害時に対策本部として機能するために必要な物品を収納する倉庫という役割ということは申し上げたところでございます。また、今のご質問の中で、それぞれ町内相当の数の避難所があるので、その避難所ごとに資機材についても分散すべきであろうというご意見でありました。現在防災資機材庫ということでは、各地区のほうにそれぞれ建設をしまして、十分とは言えないまでも、必要な物品については一定程度整備を図っているところでありまして、今後も引き続きそういった物品については補充をしたり、あるいは入替えをしたりということで整備を図っていく予定でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 新庁舎のいわゆるあのカウンター式というのは、なかなか来られる方にとってはちょっと圧迫感を感じて、何か入るのが嫌だというのがやっぱり一般の住民の方々の印象だというふうに思いますので、その辺のいわゆる職員の方々のアプローチのやり方も少し工夫したほうがいいのではないかとこのように思いますし、せつかく狭いとはいえ通り抜けの廊下があるわけで、本当はそこにいろいろいわゆる展示会であるとか、物品販売であるとか、そういうものを我々も期待していたと思います。今までは、ちょっと雪も多くて大変だったわけですがけれども、外を使えば曲がりやみみたいな形状で結構駐車場もアイデアによっては使いやすいのかなというふうに思います。何よりやはりその周りにグリーンがあれば、割と皆さんがくつろげる空間になってくるのかなというふうなことを思っております。

先ほどの町長答弁の中でも、いわゆる県道に誘導看板を設置するのだということです。県道というのはどこを指しているのか。345の国道なのか、県道というのは、いわゆる誘導看板はどのような設置を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今のお話、質問の前に、カウンターでの圧迫感といいますか、私自身も実はあそこカウンターの前通っていますと、職員の方と目が合ったりすると、ふっと思うこともあるというくらいやはりお互いに、職員の側では圧迫するつもりは毛頭ない。お客様の側のほうでも、そんなにそんな意識はないというふうに思うのですが、あの形で視線が合うとどうしても圧迫されているように感じてしまうというのは、これはどうしようもないことなのかなというふうに思います。あと、そこを解決するには、やはり現状あの形で事務も取らなければいけないということがございますので、あとは職員の対応ということで何かしらその圧迫感を緩和するようなことができないかということは、これからの課題になるのかなというふうに思っているところであります。

それから、展示会とか、物品販売等についても、計画の段階でもそういったことも想定をしながらということで、たしかスペースについては取ってあるというふうに理解しているところでございます。今現在も、そういった取組が全くないかというところではございませんで、週に1回とか、そういった形で不定期ではございますけれども、物品販売等も行っているという実績がございますので、これからはどのぐらい可能なかということは、また取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、それで本題の案内看板の話でございました。案内看板につきましては、これからというよりは、既に看板の発注はしているところでございます。県道沿いに2か所設置をするということで計画をしているところであります。県道ですので、遊佐交番の前を通る県道ということでご理解いただきたいと思っております。その遊佐交番の前を通る県道、その場所としましては、1か所はセイムスとの境界のところ道路沿いに1か所、反対側で遊佐交番とそれから民家の間、ちょうど今回遊佐町の土地として2メートル幅で残したところがございますけれども、あそこの敷地内で県道に面しているところ、この2か所について看板を設置して遊佐町役場新庁舎のほうに誘導をしていきたいというふうに考えているところであります。

なお、防災センターの表示につきましても、そちらはたしか今の電話ボックスがある辺り、あの辺りに1

か所防災センターの表示をする看板を設置する予定ということでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 冒頭にいわゆる新庁舎への誘導がなされていないというなお話をしました。今の看板の設置の位置であると、夜町民だったり、近隣のまちの住民であれば分かるかと思えますけれども、実際町長がちょっと事故ったラーメン屋さんの前の辺りで、県外ナンバーの方は……町長が事故ったわけでありませぬ。もらい事故だったという話だと思いますけれども、あの辺でも県内ナンバーの車で運転されている高齢の方は道に迷っていたというようなお話もございましたので、誘導看板ということであれば、国道からの誘導が必要かというふうに思いますので、でなければ、何か本当に目立つ、それこそ風車でも立てれば目立っていいのかもしれないけれども……ああ、ちょっと今の失言です。少しそういうことでは、国道からの誘導が必要なのではないかというふうな気がいたします。その辺いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

結論から言いますと、現時点で国道からの誘導についてはまだ考えていないところであります。ただ、必要性につきましては、議員おっしゃるような必要性はあるのかなということは理解いたしますので。ただ、国道等にその看板を設置するとなりますと、いろいろと手続が面倒であるということも想定をされます。様々な協議等も必要になってくるかと思えますので、これから時間をかけて検討してまいりたいということでもよろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 遊佐に人を呼び込むということであれば、誰もがいわゆるその誘導できるような機材、機器を持っているわけではございませんので、特に高齢者は行き当たりばったりで来たりしますので、その辺は看板頼りの、昭和の人間はそういう看板頼りに来るかというふうに思いますので、誘導看板については、ぜひお願いしたいものだというふうに思います。

最後に、庁舎に関して、体の不自由な方等々、いわゆる車寄せでいろんな雨とか、雪とか影響なく庁舎に入れるような、屋根はあるわけですが、それで十分なのかどうなのかということももう一度検証が必要かというふうに思いますし、結構これからは大型バスで、大型というか、マイクロバス等々で来られる方も多いかと思います。その辺の駐車場の事情等々も考えたほうがいいのかと思いますし、今できたいわゆる駐車場の入り口も、私毎日通っていて狭くて入り込めないような何か変な緊張感がありますので、その辺の誘導的な路上誘導も必要かというふうに思いますので、いろいろまだまだ庁舎、慣れればいいというものではないというふうに思いますので、いろんな工夫が必要かと思ひますので、ぜひ完成後1年をめどに完成の形を見てほしいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひして私の質問終わりたいというふうに思ひます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） それでは、私から一般質問させていただきます。皆さんが登壇して、先ほどからロシアのウクライナへの侵攻ということでお話をなされておりました。我々議員も、お昼休みに弁当食べ

ながら昼のニュースを見ているのですが、まずは昼飯のまずいこと、非常に憤りの絶えない、そんなニュースが日々入ってきております。まずは、長期政権により独裁というような形で、全く我々には理解できないようなもう行動であります。まずは、世界平和を念じながら私の一般質問をさせていただきます。

それでは、SDGsということで質問させていただきます。SDGsとは、皆さんご承知のように持続可能な開発目標を意味します。環境保護・ジェンダーレス・多様性などの目的が多くあり、全てを理解することは簡単ではありません。2015年の9月、ニューヨークの国連本部で開催された持続可能な開発サミットにて、これまでの環境目標に加え、新たにジェンダーレスの社会の実現、途上国における貧困問題の解決・初等教育の達成などを含む8つの目標を新たに挙げております。2030年までの目標達成を目指し、新たに「誰も置き去りにしない」世界を目指して決議しました。持続可能な開発目標とは、分かりやすく説明しますと、「将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」を行い、人間にとって理想的な社会を目指すということであり、これをもっと分かりやすく言えば、「貧困で困っている人をなくす」、発展途上国への支援が該当します。「差別のない社会をつくる」、これは年齢や性別、それから障がい、人種、民族、自分の出たところ、そして宗教、経済的地位での差別をしない社会を実現していくということであり、「環境を大事にする」：地球環境、そして自然環境に配慮しながら、国や企業が活動できるようにしていくということであり、SDGsの理念の下に町の町政は公平な施策を行っている、そのように思っております。しかし、当然ながら行政としては、どこかに線引きをしていかなければいけない。年齢であったり、性別であったり、それは当然あることでありますが、せつかくそのSDGsを目標にこれから町も、行政もやっていくということであり、この機会に行政の一つのそのSD化によれる、ジェンダーも含めて若干の見直しも必要なのかなというふうに思っており、この質問をさせていただきました。

次に、遊佐パーキングエリアタウンの整備について伺います。遊佐町では、現在日浴道、遊佐比子インターチェンジから遊佐インターチェンジまでの、それから遊佐インターチェンジから象潟インターチェンジの間の整備が進められております。この高速道路を活用して次の世代にどのような形で地域活性化をもたらすことができるのかを考え、平成26年に「遊佐パーキングエリアタウン整備構想」というものを立ち上げました。平成28年3月には「遊佐パーキングエリアタウン基本計画」を策定し、それを基に現在「民間連携基盤整備推進調査費補助金」ということで採択をいただき調査を進めております。そして、新たに「遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会」を立ち上げました。そこで、町長にはこれから整備をしていくと。令和8年供用開始に合わせてパーキングエリアタウンを整備していくという計画であります。その計画の中で一番根本的なものは、どのような規模で、どのような予算で、どこから、国から、県からどのようにその補助金をいただいて町民負担を少なくするのか、そういった意味で町長のその核となる考え方、それがあって初めて事務方が動いていきます。なので、町長とは新道の駅を造るときに2人で国のほうへ行って、この制度が出来上がったことを私は本当によかったなというふうに思っておりますので、その思いを町長からお聞きして壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 午後3時5分まで休憩いたします。

（午後2時48分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 3 時 0 6 分）

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員への答弁を保留しておりましたので、町長より答弁をいただきます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、3月議会最後の質問者であります高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

遊佐町総合発展計画の後期の重点プロジェクトについての質問、第1番目と第2番目の質問でありました。SDGsは2015年、平成27年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されております。17のゴール、よく取り上げられますが、ここでこの場をお借りしてそのゴールについて説明を申し述べさせていただきます。1つ目として、貧困をなくそう。2つ目、飢餓ゼロを。3つ目として、全ての人に健康と福祉を。4つ目として、全ての人に質の高い教育を。5つ目として、ジェンダーフリーを。6番目として、安全なトイレと水を。7番目は、エネルギーを皆に、クリーンに。そして、8番目は働きがいも経済成長もという、ちょっと欲張り型の目標も述べられております。9番目として、産業と技術革新の基盤をつくろう。そして、10番目として人や国の不平等をなくそう。11番目は、つくる責任、使う責任。12番目として、住み続けられるまちづくり。13番目は、気候変動に具体的な対策を。14番目としては、海の豊かさを守ろう。15番目は、陸の豊かさを守ろう。16番目として、平和と公正を全ての人々に。17番目として、パートナーシップで目標達成をと17の目標、ゴールを示しておりました。政府も、SDGsの達成に向けて「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」など、8つの優先課題を設定し、取り組んでおります。

遊佐の総合発展計画（第8次振興計画）で掲げるまちの3つの将来像「子どもたちに夢を育むまち」、「働き場・若者・賑わいのあるまち」、「自然と調和した安全・安心・快適なまち」を実現するため、重要な施策課題として取り組む、産業振興、移住定住、子育て、健康福祉、暮らし・防災・環境・教育・文化、町民参画と連携などは、SDGsや国が掲げる優先課題と方向性をともにいたします。人口減少を克服し、将来にわたり活力と魅力あふれる自立・持続可能な遊佐町を実現することは、SDGsの理念と一致するものと考えます。遊佐町総合発展計画の策定から今年度で5年が経過し、これまでの取組の成果と課題について検証を行い、今後5年間に取り組むべき具体的施策を掲げた「後期基本計画」を策定いたしました。この後期基本計画に重点プロジェクトとして、SDGsの理念を本町の施策に取り入れ「誰一人取り残さない社会」の実現と遊佐町の将来にわたる持続的な発展を目指し、持続可能な地球環境・地域づくりに取り組むこととしています。本町も世界共通の目標となるSDGsの理解を深め、我が町ならではの特性や資源を活用して本計画を推進していくことで、SDGs実現に貢献したいと考えております。

また、各施策の事業の実施に当たっては、施策の趣旨目的に鑑み、対象者を設定することがあります。

事業によっては所得制限や年齢要件を設けることがあります、これは決して弱者を取り残すということではありません。より多岐にわたり効果的に事業を推進するために、限られた予算の中で本当に支援が必要な人のために予算を使うという観点がありますので、ご理解をいただきたいと考えております。

2つ目として、遊佐パーキングエリアタウンについての質問でございました。これについては、昨日も一般質問ありましたが、同じように答えさせていただきます。日沿道整備による交通道路ネットワークの高速化は、地域の発展のために非常にありがたいことではありますが、一方で、日沿道開通後には本町が素通りされる町になってしまうことが懸念されます。したがって、日沿道開通後も「立ち寄りやすい道の駅」を実現するため、遊佐鳥海インターチェンジの近傍に新たな道の駅を整備する「遊佐パーキングエリアタウンプロジェクト」を進めております。これは、第8次総合発展計画の重点プロジェクトとして掲げており、整備中の日沿道「酒田みなと～遊佐」及び一般国道7号「遊佐象潟道路」を活用し、「遊佐パーキングエリアタウン」を地域の拠点として、産業振興や防災機能の強化を進めていきたいと考えております。

国土交通省では、高速道路における休憩施設の不足が課題とされており、道路休息施設としてIC、インターチェンジ周辺の道の駅を活用することを推進しております。日沿道沿いで考えた場合、遊佐鳥海インターチェンジ周辺には休憩施設が十分に整備されておらず、不足している状況ですが、さらにSA、PAを整備される予定はありません。

また、国土交通省が「道の駅」の第3ステージの取組の一環として、令和3年度から防災道の駅を選定し、ハード・ソフト両面から防災機能強化を支援することとなりました。遊佐パーキングエリアタウンにおいても、将来的な防災道の駅選定を見据え、施設等について選定要件を満たす基準で整備することにしております。より多くの道路利用者の一時避難所としての活用、災害の援助部隊の集結等の利便性を考慮し、道路交通ネットワークの結節点である遊佐鳥海インターチェンジ近傍に整備する遊佐パーキングエリアタウンは、防災拠点としてのみならず、道の駅の目的である道路利用者の休憩施設、本町の観光及び特産品のPR等地域振興拠点施設としても、十分にその役割を担うことが可能となっております。現状を整理した上で、私はまずはしっかりと計画を策定し、整備に対する支援を受けるべく、引き続き国土交通省、山形県へ要望活動を実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 町長には、町政としてSDGsを目標にどうなのかなという話をさせていただきました。私としては、そんなに深いわけがあるわけではないのですが、それに向かってしっかりしていただきたいということの確認で話しさせていただきました。

先ほど町長が私も年齢制限だとか、いろんなものがあって、行政としていかなものかという話もさせていただきましたが、今町長答弁によれば、そこの辺は線引きしないとやっぱり行政というのは成り立っていない。これは、国でもそうであります。ということであります。なので、そこに何やかんや言うことはございませんが、過去に町長と1回私はちょっと今思い出したのですが、結婚祝金というのがあって、それが40歳以下だというようなものがあって、そこはあれは多分申請だったと思います。欲しい人がもらうということで、いや、その40歳ではなくてみんなめでたいのだから、年間20組でしたか、60万円の予算しかなかったの、上げたほうがいいのではないのという話でした。ふと思ったら、来年度予算が皆

減になっていました。ええと思ったのです。あれ何か町長とやり合ったので、何かええと思ったのですけれども、そういうわけではないと思いますが、来年度予算は来週やるのですけれども、来週の予算何やかんや言っても始まりませんが、出産祝金があって、来年度は1子10万円、5万円から、2子も5万円から10万円、3子は10万円から20万円にするのだと。最初聞いたとき、おお、大分大判振る舞いだなというふうな思いもしたのです。過去に遊佐町は第3子から10万円だったのです。私は、ある12月議会でしたか、町長以下その課長さんに、では第1子と第2子はめでたくないのですかと聞いたら、いや、それも同じ子供なのだということで、早速次の年から第1子、第2子も5万円というような予算をつけていただきました。ふと思うのですが、やはり通常であれば結婚して子供が生まれると。町長も言っていました。1人、ワンカップが両方の両親を招待して御飯を食べるぐらいのその予算づけなのだ。だから、1人1万円で6万円で3万円だということで、これをよく言う思いやり予算というように私は思っています。ああ、思いやり予算が削られてしまったと私は非常に悲しく思っていたのです。まずは、何で減ったのかというような、来年度予算の話みたいですが、ちょっとお聞きします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） もらえるものは何でもうれしいかということになるかとは思いますが、言ってその補助事業等要綱作成するときには、その目的に応じて対象を絞って政策に合った要綱をつくっていくというのが基本かと思えます。町長答弁でもありましたけれども、限られた資源を有効に配分する方法として全体の事業を考えているわけですが、今般その結婚祝金については、お祝的な要素はあるわけですが、そこがモチベーションとなって、それがきっかけで結婚に結びつくということはないのかなという判断もさせていただきました。全体的な事業を見ながら来年度の予算は削らせていただいたということになります。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まあまあ企画課長は結婚したからいいようなものの、これからの人にはかわいそうだなというふうに思います。ちょっとSDGsが若干外れるのですが、ではその皆減するならば、酒田市みたいに引っ越しの手当てだとか、家賃の補助だとか、新婚夫婦のです。庄内町も引っ越しの費用を補助しております。酒田市なんては、結婚したカップルに花束をやるという制度があるのです。これを粋な計らいと言います。遊佐町は、粋な計らいが足りないのかなというふうに私は思っております。まずは、町政の中には絞るところとやはり緩めるところも必要なかなと。ひたすら絞って、絞って、だから予算を余らせて基金にためたからすごいのではなくて、やっぱりある程度の絞るたるみがあってこそ私は町政なのだと思えます。きちきちだと、やはり町民もつらいかなと。

これは、一つの事柄なのですが、そういうやっぱりその粋な計らいだとか、思いやりとか、そういうものがなければ、温かい町政というのができないと私は思っております。なので、今さら復活せよとは言いませんが、まずはそういうのであれば、新たな考え方もあってもしかるといふふうに私は思っております。まず、このことについて何か、副町長あります。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） それ、では私からお答えをさせていただきます。

遊佐町への行政運営は、思いやりも粋な計らいも随所にある行政運営だというふうには私は自負するわけではありませんが、そのように思っておるところでございます。思いやり予算、思いやりというのは、私の解釈で言えば、いや、教育の目標にもかつて、今もあるのか、ありますとおり、思いやりがあり、たくましい子供の育成というふうな目標を掲げておったかというふうには理解しております。思いやりとは、相手の心の痛みの分かる、分かってあげる人間だというふうには思っております。そのような予算立てをしたつもりでございます。

もともとこの予算を皆減した理由、背景がございまして、これは定住促進計画第3次の策定作業に取り組む最初の段階で、庁舎内の会議何度か重ねる中で私がお場での委員長なり、座長を務めました。そこで、挨拶でも申し上げたのですが、今度の定住促進はやっぱりこれまでのものを総括をして、その上での新たなスタートを切りたいと。具体的には町の予算編成方針がございまして、高橋議員のほうからもありましたとおり、緩めるところは緩める。あるいは、絞るところは絞る。よく選択と集中と言われますが、一方でこういう言葉も使っております。縮充であります。縮めながら充実していく。似たような言葉であります。これまでのその結婚祝金について、費用対効果がどうだったのかというようなことをやっぱり検証する必要があるであろうと、先ほどこれは企画課長が言ったとおりでございます。我々は、こういったご祝儀的な予算については、やっぱり一定程度見直しをする必要があるのではないかというふうな考え方も持っております。ただ削るだけでは駄目ですよと、こんな話もしておりました。削るのだったら、やっぱりどこかの政策でもう少し充実を図っていくという組合せの中で見直しを図っていくというふうなことで、先ほどご紹介ありましたとおり、子育て予算のほうに軸足を置いたというふうな、そういう経過がございまして、決して思いやりのないような予算を組んだつもりはございませんので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、ここに遊佐町の結婚祝金を婚姻件数と申請した件数があって、大体多いときで70%、少ないときで40%ぐらいしか申請していないのです。なので、予算60万円だったので、私はそれも粋な計らいかなというふうには思っていました。結婚しなければ普通は子供が生まれてきません。生まれた子供に対して補助を出すのは、頭数に補助を出せばいいのです。ただ、そこまで至る経緯があって、そして子供は生まれてくるということでもありますので、費用対効果というようなものではない、これはと申して質問させていただきました。まずは、その辺思いながら予算編成をしていただきたいかなというふうに思います。まずは、これをずっと言っても始まりませんので、次に移りたいと思っております。

次は、遊佐PATです。遊佐PATについては、国へ要望書出していましたが、たしか、これこの辺にあったです。これは、今年の2月の吉日というふうになっておりまして、国土交通大臣の斉藤鉄夫殿ということで要望書出ております。その要望書の中で3つほどありますが、1つは酒田みなとから、遊佐から酒田まで早く予算をつけてでかしてくれと。もう一つは、アクセス道路の安全性と利便性を共有するために345号線連絡道路の早期実現化です、2は。3番目に、防災道の駅の指定というふうにあります。これ一番上は早くでかしてくれといっても、2年も早くでかしてしまうと、8年に予定の道の駅が間に合わないというふうになりますので、ここは8年と言っておりますので、要望しなくてもいいのかなというふうに思

っていたところであります。まずは、アクセス道路のその安全性というのは、県も国もしっかり認識しておいて、今ちゃんと図面にもそのようなものが落とし込んであります。最後の3つ目のやっぱり、先ほど私は3枚目忘れたと言いました。あの3枚目に近年の自然災害の中での道の駅の防火機能ということを考えれば、当然国交省に要望書出している中のその第3番目の防災道の駅の指定をお願いしますということで要望書出しています。これ郵送で送っています。こういう大事なもの、本当は手渡しするものが通常かと思いますが、コロナと言えばコロナなのですが、やっぱりかなり重要な事項でありますので、本来であれば手渡しするべきというふうに思っております。

防災道の駅に関しては、昨日1番議員からもそれらの話をさせていただきまして、防災道の駅指定に向けて頑張っていくのだというふうな話があります。防災道の駅になりますと色々な特典があって、貯水タンクだとか、防火倉庫、それから非常用の発電設備、蓄電設備、防災用トイレとか様々あるのです。福島の猪苗代湖の道の駅、あれとてつもなく大きいのです。米沢の道の駅と大体造りが同じなのですが、長いのです。すごく大きいなと思ったら、あそこは防災道の駅で、3分の1が防災倉庫だったのです。そうすると、結局は駐車場が非常に広がる。国のある程度の持ち出しもできるということで、町民負担が少なくなるということであります。この防災道の駅の指定、確率としてどのように考えているのか伺います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） なかなか数字で確率を表すのが難しいかと思っておりますけれども、そこに指定に向けて全力で向かっていくということになるかと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 速急で全力投球ということであります。うまく三振を取れてオーケーになればいいのですけれども、全力投球でいくということでありますが、となるとこれから各省庁へのやっぱり要望活動というのはしっかりしていかなければいけないということになります。今コロナでいろいろ行動が制限されておりますが、ぜひ機会があったらその所管の国交省、それから通産省、多分農水省もみんな絡んでくるのだと思います。そういうところにやはりしっかり要望活動をしていくということがこれから一番の町の仕事かなと。町長は、トップセールスマンでありますので、やっぱり町長を先頭に防災道の駅に向けていくのであれば、しっかりその対応をしていただきたい。町長も忙しい中ですが、上京の機会があればその都度各省庁には顔を出していただいて、つなぎをつけていただきたいというふうに思いますが、町長、どうでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） コロナウイルス感染症収束せずという形で、中央省庁要望会がほとんど実施されておられない現状であります。やっぱり地方から見たら、東京もうでというのでしょうか、東京もうでをしないとなかなか予算がつけてもらえないという現実、これ国の実際現実だと思っておりますし、市区町村については、国は国の出先機関ぐらいの位置づけしか多分考えていないのだと思います。そんな中でいけば、地域の声をしっかり国土交通省に届ける機会、収束して機会が増えてくれればいいなと思っております。

かつて日沿道の事業が本当に事業化されるまでの間、1か月3回鶴岡の前市長と国土交通省、同じとこ

ろに行ったときの思い出ですが、あとあなたたちは毎週来ているから来なくていいという言葉が当時の地域防災課長から言われてしまいました。当時三浦課長でした。三浦課長は、その後四国の整備局長に就任なさったわけですが、そのようなやっぱり地域の声を届けようという思いで集中的に庄内開発協議会、道路協議会連携の下に行動した。2年間全く動けない中で予算だけはつく。本当に国に対しては迷惑をかけていることだと思っていますが、実際会って、リモートではなくてお話をして、そしてお願いをするまで進めることができればありがたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） ぜひそうしてほしいなど。町長、話に聞けば20日過ぎに酒田市長と上京するやにも聞いておりますが、その節はぜひこれからの町の要望、防災の道の駅もいいのですが、整備の仕方に2つあります、大きく。それは、町で単独にまずは全部予算を出して造る道の駅と、それから一体化という国と連携をして、国からの補助をいただきながら道の駅を整備していく、この一体化というふうなものがあります。私PATの計画推進委員になっています。第1回目その資料の中にこのことがあって、この確認はしなければいけないというふうに思っていました。その整備手法に関わることでありますが、ここに山形県が今年度策定した山形道の駅ビジョン2020では、設置者である市町村と道路管理者である国土交通省、県との間で整備調整を行い、一体型の整備手法を検討すると、そういうような方針が示されているため、これを道路管理者、国です。協議の上、一体化の整備を検討しますというふうにこの28年3月に出たパーキングエリア基本計画の中でうたっています。ところが、その下に一般管理者との協議を進め、単独型での整備を検討しておりますというふうに赤枠でここに載っています。ええというふうに私は思っておりました。その説明ちょっと願えますか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 日沿道の開通予定が発表されてからまず第1に問題になったのがランプの付け替えであります。取り付け道路本来の都市計画ですと西回りだったわけですが、それを東回りに変えるということもありました。ランプの変更とPATの中身、同時に進めていくことができればよかったわけなのですが、ランプが決まらないことにはPATの中身も決まっていけないということで、取りあえずはその東回りに全力を注ぎ込んだというか、そこのところの調整を図っていたということになります。

なかなか取り付け道路の担当部署と防災道の駅の認定の部署、同じところであればいいわけですが、そこの道路協議のほうに行って集中してというか、そこの協議をしていくことで、なかなかその一体型の協議ができなかったということは事実としてありますので、その当時この資料、赤書きの部分については、6月のまだ東回りが正式決定になる前の資料でして、その当時なかなかその一体型というところまで手が回らなかったというのは事実でございます。今東回りが決まった段階ですので、今後はその防災道の駅も含めて要望していきたいなということで考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、これは去年の6月20日現在というふうになっています。ただ、普通単独

型と一体型、どう考えても一体型のほうがお得なのです。当然です。各省庁から予算が入るので、一体型を目指しましょう。このときは、単独型と言っていましたが、新しくできる山形の道の駅、それから鼠ヶ関にできる道の駅、そして新庄があるところを道の駅に格上げしてくださいという、みんな要望書出しています。まだ全然はっきり決まっていなのですけれども、一体化にしてくださいというような要望書をちゃんと関連各所に出しています。なので、我々としてはもっと初めから出しても何も問題はないものだとは私は思っています。なので、これからそのような考えであれば、一体化に向けていくのだと。

一体化と、それから防災道の駅、これを合致するとかなりの国からの予算が来ます。1つは、当然駐車場であります。それから、休憩施設、それからトイレ、情報提供施設ということであります。この部分だと、県内の道の駅見ますと、面積で要件なのですが、県内で防災道の駅に指定されているのは飯豊です。これは大体2万3,500平米、我が町で今整備しようとしているのが、新しい道の駅が2万5,600平米ぐらいです。似ています。その分の国が整備するのが6,800平米、大体29%を国で整備しています、一体型になると。一番国が出しているのは道の駅尾花沢、これも一体型です。これが1万5,420平米のうちの1万1,550平米、72%が国の整備となっております。いろいろあって、それを少なくとも30%、平均にすれば3分の1ぐらいは国で整備してくれるのだと。それが防災道の駅と一体化に立てられれば、かなりの予算が国から投資されるということになるかと思えます。全国には1,193の道の駅がありますが、うち一体型が55%の653、単独が540で45%なのですが、今の道の駅鳥海は、これ単独型になっています。なぜかという、あ のとき整備したときに一体型という概念がなかった。今から考えれば、リープロの予算がかなり入っていますので、今のシステムからいえばあれは一体化型というふうになりますが、そのときそういうものがなかったの、そういうふうになっておりますが、これから造る道の駅は、とにかくどこの行政も造るところも一体型でお願いしている状況でありますので、まずは我が町もこれから一体型に向けて協力していただきたいと思えます。その防災道の駅も含めれば、かなりの部分が予算立てできるのかなというふうに思っております。

ある専門家に聞いたところ、うちの200ちょっとの駐車台数であります、50以上は国の配分として出るのではないかと。予算額はとか、普通少なくとも数億円は必ず出るのだらうというような話もされておりましたので、その辺企画課長は全力投球と言っておりますが、まず町長も全力投球しなければいけないので、町長にもお伺いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） パーキング、無料の高速道路の周辺に道の駅を造る必要は当時はないのだと言われた時代に、制度が国の施策に合うまでは遊佐町長が発言せよと。制度が国のものとなったら、鶴岡が第4コーナーを回ったら逆転するのだというのは、当時の鶴岡市長から大分言われていました。なぜならば、ちょうどその当時鶴岡市には現在の酒田河川工事事務所の道路の副所長が鶴岡市に出向しておりました。そんな形もあって、制度がやっと認められて、さて我が町もいわゆる開通目標ができたときに、鶴岡はもう既にライバルでなくなったという認識を私はしております。なぜなら、開通見通しがないところにそれらの計画は県、国によって認められるはずはないであろうと。

それからもう一つ、今山形県内で一体型で目指そうというのは、それは確かに要望はしていますが、新庄は全然その気がないという話も実は伺っております。なぜならば、7号線を移動する車の量が秋田県に

入る断トツナンバーワンの交通量を誇っています。ところが、秋田県から見れば、次に多いのが7号線の大館、そして2番目が盛岡の仙岩道路、3番目が大館、4番目が高速道路という位置づけでいきますと、なかなか遊佐と新庄を結ぶ道路の交通量の絶対量が圧倒的に少ないということで、新庄市さんもなかなかそれについて慎重な意見があると伺っております。また、村山市は、道の駅をもう既に移設するということを決定しておりますが、高速道路のインター付近には設置をしないと。ちょうど13号線と高速道路のスーパーヤマザワの南側に新しい道の駅を設置するというような決定を見たという議会での答弁も見ているときに、庄内では鶴岡は遊佐の鳥海南インターチェンジの後でならそれは認定は推薦はできるのでしょうか、ライバルとしては1つ遅れた。そして、最上がなかなか一本化しない。村山地区がそのような状態でいくということは、遊佐町にとっては非常にありがたい現状だというふうに認識をしています。

ただ、国が相手ですから、やっぱり国会議員の先生方がどれだけ力を発揮してくれるかが最終的な補助の決定的な力になるのだと思っています。なぜなら、私は遊佐町長として山口県の周南市、道の駅、ちょうど周南市の合併をして、あと町としては自治体がなくなったところに道の駅を造るところに研修に行ったことがありますが、想定される国の事業、8つぐらいか、各省庁から補助金をもらって設置をしておりました。何と山口県の国会議員の力が強いのかなと、本当にびっくりした気持ちがありましたが、事この7号線の周辺での道の駅と申せば、もうにかほは完全にねむの丘集中型、そしてあとは高速道路沿いには設置はしない方向だと伺っていますので、秋田までの高速交通網の中でインターとして使える、そして行ってみたいと思われる拠点として活動できるのは、遊佐鳥海インター以外にないと私は思っていますので、それら等の地理的条件にも非常に恵まれていると考えています。秋田県由利本荘市では、防災拠点として秋田県のあの国立由利本荘の療養所跡地に実は国立の防災拠点なるもの、2,000人が避難できる避難施設を逝去なされた由利本荘市長が何と139億円で設置をしております。国立で日本海側初めて。それには、菅総理大臣と緑川国会議員が物すごく働いたという情報も受けておりますので、それら等各般の協力を賜りたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、地元の国会議員に力を出してほしいという話もされておりますが、その前にやはりお願いはしなければいけないと。お願いされないものを誰もやらないので、まずはしっかりお願いをすると、これがまず第一なのだと思っております。町長は、町の代表者であります。前みたいに、今コロナでいろいろありますが、行くたびにいろんなところに行って顔を出して、やはり人間でございませう。顔を出されればやはり違うわけですね。本来であれば、先ほどの国交省への要望書も本当は手渡しするべきなものであります。まずは、これからは一体型、それから防災道の駅を目指してみんなで頑張るということを今ここで確認をしましたので、それに向かって皆さん頑張っていきたいと思います。

実は、もう一つ私には仕事がありまして、もう6分あります。実は、この議会で長年の町の職員をお辞めになる課長が3人おります。臨時議会もあるという話でありましたが、臨時議会には農業委員会とか、監査の皆さんがおられないので、ここで御礼の言葉を述べさせていただきます。まずは、畠中課長、どうもありがとうございました。これを見ますと、畠中課長、地域生活の畑をずっと歩んでいらして、まず変

わったのが吹浦の公民館の主事として行っています。地元の主事として非常に活躍されたというふう聞いております。それから、戻ってずっとそのインフラ、ハード面に本当に尽力していただきました。我々も、お電話するとすぐ現場対応していただいて、いつでも雨降ったろうが、雪降ったろうがすぐに行って現状を把握していただいて、そしてちゃんと説明をして、私たちが説明をいただくと町民へしっかり説明できたということで、非常にありがたいというふうに思っております。神社の辺りの道路は、何か畠中道路というような道路もあるらしいというふうに聞いております。いかにやはりそこに尽力したかというのがここで分かるというふうに思っております。健康で、これからも町民のために尽力なさっていただければありがたいというふうに思っています。

次に、高橋議会事務局長、ありがとうございます。私は、今年初めて事務局長になって、彼の能力を知らなかったのです。いや、なった瞬間、3年も4年もやったような、そんな雰囲気、物事をみんな消化していく。その能力に私は驚きました。まずは、理屈立てをしながら一つ一つちゃんと処理していく能力というのは、さすがはやっぱり遊佐町の職員というのはすごいなというふうに思っていました。彼も、やっぱり途中で吹浦の公民館の主事をしております。5年もいたそう……5年ものというのはあれかもしれません。5年もいて、地域の皆さんと交流をしたということで、畠中課長も歩いて通勤できる範囲だったので、多分あの頃は非常にアルコール度数が高かったのかなというふうに思っております。まずは、その1年間という議会事務局の中で、我々がわがままなので、何が起きるか分からないというような状況で、適時適切に判断して議会運営を助けていただいたということは、本当に本当にありがとうございます。これからもよろしく願います。

そして、最後中川総務課長であります。中川総務課長も、昭和55年で職員に就いて、彼は同じ地区の人間なので、ずっと長い付き合いがあります。これも、公民館の主事をしております。中川今総務課長の前の蕨岡の公民館主事は、前に座っております副町長でありまして、お互いに最上川舟下りをやって、最後には最高賞、特別アイデア大賞、現金50万円でした。そして、副賞に約10万円ぐらいの米とか、お酒とか、お菓子とか、いろんなものを頂きまして、お世話になった皆さんにそれをお配りしたというような経験もございます。やはりこう見ると、いい課長になるためには公民館主事にならなければいけなかったのかというふうに思います。なぜかという、若いとき住民のやっぱりいろんな意見、それから町政はどうなっているのかというものを肌で感じることもできたのだと思います。なので、現場対応能力というのは、私は当然授かったのかなというふうに思っています。

まずは、そういうお三方でございます。これからこの3人がこの町からいなくなるわけでございますので、まず3人のこれからの活躍を期待して、まだまだ我々も役不足でありますので、皆さんからご助言をいただいて議会活動をしたいと思っておりますので、今後とも仲よく付き合っていただければありがたいと思います。それでは、3人の、まだ臨時議会もあるのでありますが、まずはお疲れさまでしたということであります。ありがとうございます。

終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

ここで、中川総務課長より9番、阿部満吉議員の一般質問に対する答弁の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） ただいまは、10番、高橋冠治議員のほうから大変いい話をいただいた後で申し上げにくいことではございますが、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの9番、阿部満吉議員への答弁で、現在進められている庁舎解体、駐車場整備工事について、今定例会に工期の延長と、それから工事費の増額を上程し、議決いただきましたことと申し上げましたが、これまだ議決いただいておりません。私の思い違いによる間違いでありまして、大変申し訳ございませんでした。おわびし、訂正いたします。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて一般質問は全員終了いたしました。

日程第2から日程第23まで、議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件、条例案件10件、事件案件5件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長（高橋善之君） 上記議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私より提案理由を申し述べさせていただきます。

議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で、令和4年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を述べさせていただきました。本町においては、極めて厳しい現下の経済情勢下にあつて、地域に必要なサービスを提供できるよう所要の財源を確保し、住民生活の安全・安心を守るとともに、地域経済を支え活力を回復していくという基本理念の下、効率的な行政システムを確立し、持続性ある財政運営を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえまして、令和4年度一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の運営に留意しつつ、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）に基づく第6期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであり、令和4年度一般会計当初予算の総額は84億5,800万円で、前年度当初予算比4億7,900万円、5.4%の減としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税では総額で13億38万6,000円となり、前年度対比1.1%の減と見込んでおります。各種交付金につきましては、交付実績を参考に推計し計上いたしました。地方交付税につきましては、前年度対比1億658万7,000円、3.3%増の33億3,900万円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比1億2,358万円、17.8%減の5億7,043万円、県支出金につきましては、前年度対比2,766万9,000円、4.1%増の6億9,448万3,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金のほか各基金繰入金などを前年度対比1億8,703万7,000円、20.3%減の7億3,634万7,000円としております。地方債につきましては、前年度対比3億5,480万円、36.0%減の6億3,200万円を計上いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比1,164万3,000円、0.8%の減、一般行政

経費では、扶助費で前年度対比1,891万8,000円、2.0%の減、物件費が前年度対比6,041万2,000円、5.1%の増、補助費等で1億16万5,000円、6.3%減となった結果、一般行政費全体では39億836万6,000円で、前年度対比1億8,213万1,000円、4.5%の減といたしました。

投資的経費では、パーキングエリアタウン整備事業等の計上額が増加した一方、新庁舎建設事業完了に伴い皆減となったこと等により、前年度対比3億5,330万4,000円、26.2%減の9億9,369万5,000円といたしました。繰出金は、水道事業会計及び国保・介護・後期高齢者・下水道の各特別会計に対する繰出しに対応するため、総額で11億9,266万2,000円を計上し、前年度対比1,528万9,000円、1.3%の増としました。

新規事業としては、遊佐高校魅力化地域連携支援事業として1,862万4,000円、月光川水系環境整備事業として1,497万円、遊佐町地域医療施設整備補助金として1,150万円、ひとり親家庭等教育応援手当として600万円、消防団運営交付金として187万2,000円、ゼロカーボンに向けた現況調査事業で150万円などと計上しています。

その他特徴的な事業は、遊佐パーキングエリアタウン整備事業として2億1,403万6,000円、橋梁長寿命化修繕計画事業として1億100万円、すくすくゆざっ子支援金支給事業として2,345万3,000円、定住促進のための事業として8,420万5,000円、雇用・経済対策として持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設整備支援交付金事業で7,000万円、産業経済課対策負担金で700万円それぞれ計上しています。また、遊佐高校就学支援事業1,146万4,000円、ジオパーク推進事業1,180万円、ふるさとづくり寄附金事業2億6,841万7,000円、中山間地域直接支払事業1億28万8,000円、多面的機能支払交付金事業1億6,286万9,000円、新規就農者育成総合対策事業1,579万円、松くい虫防除対策関係経費として3,420万円、町道維持整備及び新設改良事業で1億2,791万6,000円などがあります。さらには、誘致企業に対する支援として産業立地促進資金貸付金1億3,138万5,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するため、まちづくり活動支援事業として5,465万5,000円をそれぞれ計上しています。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。令和5年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、すくすくゆざっ子支援金、子育て世帯移住奨励金、住宅リフォーム資金利子補給補助金等を計上しております。

以上、令和4年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様、財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会等を含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、町政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて町民の皆様、並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。本案につきましては、近年の少子高齢化に伴い、被保険者数が減少する一方、保険給付費は増加し、国保財政は恒常的に厳しい状況となっております。引き続き収納率の向上に努めるとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療につながる特定健康審査をはじめとする、健康事業等のさらなる充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。これらを踏まえ、令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計の予算総額を15億2,500万円とし、前年度当初予算比では7,400万円、約5.1%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険税で2億8,151万4,000円、県支出金で10億8,590万6,000円、繰入金で1億5,621万5,000円とするものであります。

一方、対応する歳出につきましては、総務費で4,605万9,000円、保険給付費で10億7,346万1,000円、保健事業費で2,392万4,000円、国民健康保険事業納付金で3億7,797万6,000円とするものであります。

議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算。本案につきましては、改築更新事業費と維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を6億6,900万円とし、対前年度当初予算比では1,600万円、2.3%の減としております。改築更新事業としては、処理場のストックマネジメント計画策定業務と、管路・マンホールポンプの詳細設計業務を予定しております。

歳入の主な内容を申し上げますと、受益者負担金で192万5,000円、下水道使用料及び手数料で1億5,142万8,000円、国庫補助金で3,400万円、一般会計繰入金で4億4,000万円、繰越金で613万3,000円、諸収入で1万4,000円、町債で3,550万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費では、職員給与関係費と処理場の運転管理費、公営企業会計移行業務委託費等で1億4,768万4,000円、下水道建設費では、職員給与関係費、計画策定業務委託費、設計業務委託費等で7,990万4,000円、公債費の起債元金償還金で4億4,085万円、予備費で56万2,000円とするものであります。

議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算。本案につきましては、農業集落排水事業4処理区の維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を9,100万円とし、対前年度当初予算比では200万円、2.2%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、使用料及び手数料で1,968万円、一般会計繰入金で6,800万円、繰越金で331万円、諸収入で1万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の総務管理費で3,440万8,000円、公債費の起債元金償還金で5,997万7,000円、予備費で61万5,000円とするものであります。

議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案につきましては、第8期介護保険事業計画期間の2年度目に当たり、これまでの要介護認定者の増加や介護サービスの利用状況、総合事業の実施等を踏まえ、第8期介護保険事業計画が遂行できるよう、予算編成を行い提案するものであります。今後も、引き続き介護予防事業に取り組むことにより、元気な高齢者の増加と介護給付費の抑制を図り、また高齢者が安心して生活できるよう、地域における支え合いの体制を構築するために、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業者や医療機関との連携を強化し、事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、令和4年度遊佐町介護保険特別会計の予算総額を19億2,300万円とし、前年度当初予算比で700万円の減額とするものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で3億9,275万4,000円、国庫支出金で4億6,281万8,000円、支払基金交付金で4億9,755万7,000円、県支出金で2億6,584万8,000円、繰入金で3億399万8,000円とするものであります。

一方、これに対する歳出につきましては、総務費で4,875万3,000円、保険給付費で18億円、地域支援事業費で7,330万円とするものであります。

議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村ではその窓口業務を行うこととして設けられております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険

給付費の支給決定や保健事業の計画等であります。一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格、給付に関する各申請等の受付及び保険証の引渡し、また保険料に関しては納入通知の送付及び保険料の徴収であり、徴収した保険料は、山形県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。これらを踏まえて、歳入歳出予算の総額を2億1,000万円とし、前年度当初予算比では2,390万円、約12.8%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で1億3,890万1,000円、繰入金で7,086万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で130万円、後期高齢者医療広域連合納付金で2億855万円とするものであります。

議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、健全な経営基盤の強化、維持管理経費等の節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的な経営を目指し、予算編成をするものであります。

内容について申し上げますと、高速道路建設に伴う上水道管移設及び布設替工事を行うほか、水道施設の一元管理のため、水道施設台帳作成事業などを事業費として計上するものであります。

また、業務の予定量といたしましては、給水戸数と給水人口を4,600戸、1万2,800人とし、年間総給水量を140万立方メートル、1日平均給水量を3,836立方メートルと設定するものであります。

次に、収益的支出につきまして、事業収益の予定額を3億8,917万3,000円とし、その主な内容は、給水収益等の営業収益で3億5,174万1,000円とするものであります。

これに対する事業費用の予定額を3億8,430万3,000円とし、その主な内容は、修繕費、光熱水費等の取水配水給水費で9,867万4,000円、職員給与関係、料金賦課徴収業務等の総経費で4,841万9,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、上水道管移設及び布設替事業を行うため、建設改良費8,360万円を、企業債償還金1億1,690万円を計上し、支出予定額を2億50万円とするものであります。

これに対する資本的収入予定額としては、企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,670万円となります。資本的収入額の資本的支出額に対する不足額1億8,380万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整金、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

議第19号 遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について。本案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、遊佐町議会議員及び遊佐町長選挙における選挙運動の公営に関する規定について定めるため、提案するものであります。

議第20号 遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について。本案につきましては、公共施設等の維持管理、解体等に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置し、その管理等に関する基本的な事項を定めるため、提案するものであります。

議第21号 遊佐町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について。本案につきましては、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指して、基本理念並びに町、町民及び事業者の役割など、その取組に必要な基本的な事項を定めるため、提案するものであります。

議第22号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定について。本案につきましては、遊佐町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項の規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定を行い、遊佐町行政不服審査法施行条例の改正することがあるため、提案するものであります。

議第23号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について。本案につきましては、新庁舎の完成に伴い、遊佐町庁舎等基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するため、提案するものであります。

議第24号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定について。本案につきましては、遊佐町ひとり親家庭等教育応援手当の新設に伴い、遊佐町遺児教育手当を廃止するため、提案するものであります。

議第25号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入に係る規定等を整備するため、提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、税額算定において、未就学児の均等割額についてその5割を軽減する規定を整備するほか、生計の明確化に関する規定の整備を行うものであります。

議第26号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国が土地及び家屋の相続登記の義務化を決定したことを踏まえ、相続人が必要とする諸証明の手数料負担を軽減するため、提案するものであります。

議第27号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、新生児を育てる子育て世帯への支援を強化し、また子育て環境の一層の充実を図るため、祝金の額に関する規定の改正を提案するものであります。

議第28号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町心身障がい児養育手当の支給対象を支給実態に即し、特別児童扶養手当の支給認定を受けた保護者と定義することで、適正な障がい児福祉の運営を図ることを目的に、提案するものであります。

議第30号 町道道の駅南線道路用地の取得について。本案につきましては、町道道の駅南線道路用地としての土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものであります。

議第31号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第6期実施計画の策定に伴い、遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第6期実施計画の策定に伴い、白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

議第33号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町スポーツ協会よ

り指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により指定するものであり、指定の期間を令和4年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであります。

議第39号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更について。本案につきましては、遊佐町役場旧庁舎解体工事について、契約金額と工期を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

以上、当初予算案件7件、条例案件10件、事件案件5件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第19号及び議第20号について、中川総務課長よりお願いいたします。

中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） それでは、議第19号 遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

条例案の概要書のほうを御覧いただきたいと思います。初めに、条例の制定理由といたしましては、公職選挙法の一部改正に伴い、遊佐町議会議員及び遊佐町長選挙における選挙運動の公営に関することについて定めるため、今回新たに制定するものでございます。

本則の主な内容につきましては、第1条でこの条例の対象となるのは、遊佐町議会議員選挙と遊佐町長選挙であると規定しております。

第2条以下につきましては、選挙運動の公営として認められる中身のことを定めたもので、大きく分けて3つありまして、1つ目は第2条から第5条まで、選挙運動用自動車の使用についてであります。2つ目は、第6条から第8条まで、選挙運動用ビラの作成について。そして、3つ目は、第9条から第11条まで、選挙運動用ポスターの作成についてであります。それぞれの項目で公費負担額、支払手続及び契約の締結の届出について規定するもので、施行日は公布の日と定めております。

この条例が成立しますと、今のところ最初に該当するのが来年の遊佐町議会議員選挙と見込んでいます。選挙管理委員会としては、選挙の前に開催する立候補者説明会の場で丁寧な説明をしてまいります。

次に、概要書の4ページ御覧いただきたいと思います。議第20号 遊佐町公共施設等総合管理基金の設

置、管理及び処分に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本条例を新たに設置する背景については、2月15日に開催された議員全員協議会でご説明申し上げたとおりであります。理由としては、記載のとおり公共施設等の維持管理、解体等に要する資金を積み立てるためとしております。この基金の対象となる経費は、第1条において公共施設の保全、更新、改修、改善及び除却等と定めたところであります。

第2条、積立て以降については、他の基金条例とほぼ同じつくりとなっております。

なお、施行日は公布の日と定めております。

私からは以上であります。

議長（土門治明君） 議第21号について、池田健康福祉課長よりお願いいたします。

池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） それでは、議第21号 遊佐町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について説明させていただきます。

概要書の6ページのほうになります。設定の理由としましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本理念並びに町、町民及び事業者の役割など共生する社会の実現に必要な基本的な事項を定めるため、設定するものです。

内容としましては、第1条では目的として、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に寄与することとしております。

第2条では、本条例における用語について、そして第3条では基本理念として4つの事項について規定しております。

第4条では、町の責務として、必要な施策の推進と町民、事業者と連携して取り組まなければならないことについて、そして第5条では町民及び事業者の役割として、差別の解消の推進に向けた施策に協力するよう努めることについて規定しております。

第6条では、町が事務または事業を行うに当たり、差別的取扱いしておらないこと、合理的な配慮をしなければならないことについて、そして第7条では事業者が事業を行うに当たり、差別的取扱いをしてはならないこと、合理的な配慮をするよう努めることについて規定しております。

第8条では、町は差別の解消に必要な広報及び啓発について取り組むものとするについて規定しております。

第9条では、相談体制の整備を図ることについて、そして第10条では差別の解消に関する取組を効果的、円滑的に行うための障がい者差別解消支援地域協議会を設置することについて規定しております。

第11条では、必要に応じ町長が別に定めることについて規定しております。

なお、この条例の施行日は、令和4年4月1日としております。

以上になります。

議長（土門治明君） 次に、日程第24、議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長(高橋善之君) 上記議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐ショッピングセンター協同組合より指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例第10条の規定により指定するものであり、指定の期間を令和4年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上、詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(土門治明君) 1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 次に、日程第25、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の那須正幸議員、同副委員長には菅原和幸議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に那須正幸議員、同副委員長には菅原和幸議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時01分)